

第二十六回 参議院建設委員会會議録第十一号

(一四〇)

昭和三十三年三月七日(木曜日)午前十一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中山 福蔵君
理事 石井 桂君
岩沢 忠恭君
西田 信一君
田中 一君

委員

稲浦 鹿蔵君
中野 文門君
内村 清次君
坂本 昭君
重盛 壽治君
北 勝太郎君

衆議院議員

建設委員長 薩摩 雄次君
建設委員 瀬戸山三男君
二階堂 進君
中島 巖君
前田榮之助君

國務大臣

建設大臣 南條 徳男君

政府委員

北海道開 田上 辰雄君
発庁次長 福永 一臣君
運輸政務次官 山内 公敏君
運輸省自 柴田 達夫君
動車局長 町田 稔君
建設省計画局長 富樫 凱一君
建設省道路局長 富樫 凱一君
建設省住宅局長 鬼丸 勝之君
長事務取扱

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

法制局側

参事(第二部長) 岸田 実君

本日の會議に付した案件

○国土開発縦貫自動車道建設法案(衆議院提出)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査の件

(昭和三十三年建設省関係予算に關する件)

○委員長(中山福蔵君) ただいまから委員會を開会いたします。

つきましては、昨日の午後衆議院建設委員長と懇談いたし、聴取いたして参りました衆議院建設委員会における審議日程について報告いたします。

現在衆議院建設委員会に付託せられておりました法律案は、住宅公団法の一部改正案、住宅金融公庫法の一部改正案、道路整備特別措置法の一部改正案の三件であり、高速自動車国道法は本日の議運で建設委員会に付託される見込みであります。なお国土調査法の一部改正案については、いずれの委員

会に付託されるか、現在のところ未定であるやうであります。審査の状況及び日程は、昨日住宅公団法の一部改正案については、建設大臣に対する質疑を終了し、討論は次回に回し、明日同法案の大臣に対する質疑を終了し、討論は次回に回し、残余の時間があれば、住宅金融公庫法の一部改正案の提案理由を聴取し、な

お、時間がありません、かつ、高速自動車国道法案が付託になつていた場合には、同法案及び道路整備特別措置法の一部改正案の両案についても、提案理由を聴取する予定であるといふことであり、以上御報告申し上げます。

○委員長(中山福蔵君) つきましては、国土開発縦貫自動車道建設法案を議題に供します。

まず本案の趣旨説明を、衆議院建設委員長薩摩雄次君からお願いいたします。

○衆議院議員(薩摩雄次君) ただいまお手元に配付してあります衆議院における修正点につき御説明を申し上げます。

御承知のごとく、本案第三条は、さきに第二十四国会で参議院において修正の結果、国土開発縦貫自動車道の予定路線は、別表に定める路線を基準として別に法律で定めることとなつてい

るのであります。このうち、小牧市付近から吹田市に至る間につきま

しては、実施計画も完了し、すでに昭和三十三年度予算におきましても予算措置がとられ、昭和三十三年度予算の成立に伴い、本年四月より直ちに着工でき得る段階にあるのであります。従い

まして、この区間につきましては、本案第三条に規定する手續を省略し、この法律自体で定めることとし、本年四月より直ちに事業に着工できるように修正したのであります。第十條の修正

は、第三条の修正に伴うものであります。

次に第十三条における審議会の委員につきましては、国土開発縦貫自動車道を初めとする今後の高速自動車道の発達に伴い、当然道路交通取締りの上に種々の変革をもたらす事態が起ることを思われましますので、この際国家公安委員会委員長を委員として追加することとしたのであります。

なお、附則における昭和三十一年を昭和三十三年に改めましたのは、本案審査の時期に伴う事務的な修正であります。

以上、修正理由の概要につきまして、御説明申し上げたのであります。が、衆議院におきましては、全会一致の修正でありましたので、何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたす次第であります。

○委員長(中山福蔵君) 本法案に対し、御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 最初に伺いたいのは、なぜ二十四国会で参議院の修正案が通つた後に、今日までじんぜん日を送つておつたかという点であります。われわれが参議院の良識をもってこれを審議しようとする前に、一応前提として、なぜそういうような形で紛糾しておつたかという内容の一つ御説明をお願いいたします。これはどなたに質問したらいいか、おそらく二階堂君に質問した方がいいかと思ひますから、一

つ二階堂君からお願ひいたします。

○衆議院議員(二階堂進君) 本法案は、御承知の通り二十二国会以来、両

院において慎重に議論が行われたこと、田中先生も御承知の通りであります。が、まあその間、法案の内容につきましては、私どもはいろいろ不備の点がありましたので、特にまた衆議院四百三十名にも及ぶ署名をもって提出された法案でございましたので、そうであればあるほど、私どもは慎重に法案の内容にも検討を加えて、かつ、また実施機関等の具体的な指示につきましても検討を要するといふような点もございましたので、いろいろないきさつはありましたが、国会の権威、かつ、また建設委員会の権威を保持するために、十分検討いたさなければならぬと考えましたので、長くかかったやうなわけでございます。

○田中一君 先般当参議院の建設委員会の委員長理事打合会を開きまして、衆議院の薩摩委員長は各理事の方々

の御出席を願ひまして、御懇談申し上げたことは御承知の通りでございます。その際に、一応本日提案になつておりますところの修正案について、話し合ひの結果、このような形でまあ一応の結論が出まして、それが衆議院においては議決せられ、本日回付というお約束を守つていただいたといふこと

でありまして、御承知のように参議院は、衆議院における社会党、自民党の話し合ひのみで解決されるべき形を持つております。従つて前々国会で衆議院から送付された法案ですら、緑風会からいろいろな御意見があつて、採決に難

決したような経過もありますので、緑風会の方に対する了解も得たわけでございます。ところが本日、衆議院においてはまだ付託されないというお話でございますが、今、建設委員長から報告があったように、参議院の本委員会には、現にもう高速自動車国道法案という法律案が予備審査の形をもって付託されております。この内容を拝見いたしますと、付則の第八項に、国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正として、

国土開発自動車道建設法の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「内閣総理大臣を」運輸大臣及び建設大臣に改める。

第五条第一項中「内閣総理大臣を」運輸大臣及び建設大臣に改め、同条第四項を同条第五項とする、

これは事務的な処理の方法でございますが、このように、現在参議院においてはまだ通過しておらない、いわゆる成立をしておらない法律案に對しては、もはや政府の意思としてここに修正案が出ていくという事態は、少くとも衆議院においても当然御承知であらうかと思ひます。これに對しま

すところの自民党を代表するところの二階堂さんの御意見、並びに社会党を代表する前田さんの御意見を伺いたいと存じます。

○衆議院議員(二階堂進君) 高速自動車国道法案は、衆議院の建設委員会にはまだ付託になっておりません。従ひまして、私はその内容等につきましては、よく存じておらないわけでございますが、もしお説のような法案が建設委員会に付託になりますれば、十分検討を加えな

きやならぬ問題だと思つております。

○田中一君 これは不思議な話を聞くものでありまして、二階堂さんは自民党の幹部でございます。従つて、参議院公報を見ましても、常にこの案件につきましますところの党内におけるところの政調会では審議をしていくように見受けられました。従つて、この内容を御存じないという事は、まことに不可思議なものでございまして、前段に申し上げたように、まだ建設委員会に付託されておらないから、内容に對する意見は言えない、というならば、納得いたしませんけれども、ただそれは全然知らぬというより、な、ちよつと白

ばつくれたような御答弁では満足いたしませんから、もう一ぺん率直に御意見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(二階堂進君) 全然知らないというふうな意味で申し上げたのではありません。委員会にかかりましたならば、十分検討をいたしたらよろうかと考えております。

○田中一君 私はそういうことを伺つてゐるんじゃないんです。あなた方が一昨日の衆議院本会議において満場一致採決をしたこの法案を、政府の意思において——当然参議院においてはまだ審議中でございまして、本月初めて上程されたわけでございますから、成立をしない法律案を附則で変えるという

か、修正するというこの事実に對しては、あなたはそれは正した行き方であらう、あるいは感心できないなら感心できないという率直な御批判をしていただきたいんでございまして。これはむしろ、衆議院の本修正案の提案者に申し上げるべきではないんです。政府の

こうした考え方、この行動、こうしたものは、自民党の政党员として、また衆議院議員として、どういふ御見解を持つかを伺いたいのでございます。

○衆議院議員(二階堂進君) その点につきましましては、田中委員の意見と同じく、もう少しわれわれの方ともよく打ち合せをしてお出しになる方がよかつたんではないかと考えております。

○衆議院議員(前田榮之助君) 高速自動車国道法案を拝見して、私はびっくりしたのです。この法案が衆議院の方へ内閣から送付を受けておるのは、四日の十二時でありまして、そして、国土開発縦貫自動車道建設法案を衆議院が可決をいたしましたのは、五日の午後三時過ぎでありまして、従つて、内閣提出の高速自動車国道法案というものを政府が提案したの

のは、議員提出案であります。国土開発縦貫自動車道建設法案がどういふように議決をされるかというところを知らないで出したという形にもなる。それであるならば、何をか言はんやであります。知つておりましたならば、出されるはずはないとわれわれは考える。国会の議決は、附則に出されておる条項は、衆議院の建設委員会でも審議いたしておるのであります。ただ、その審議が本委員会でも議論をせずに、理事会で議論をいたしました。それはちゃんと証憑書類もあるものであります。自民党側から出された修正案の書類の中に、第五条、第三条の三項、ちゃん

と記録があるのであります。この修正案は衆議院の議決を尊重しない形になるから、それはやめたがよろうと、こゝういふことで、理事会でいろいろ議論いたしました。その結果、やはり参議院の議決を尊重すべしということに

なつて、これは提案をされた方がこれを撤回された。したがつて、これは議論になつたことだけは間違いない。その議論になつた結果が五日の午後三時の本会議の議決に現れてきた。その議決と反するものが出ておることは、これは一事不再議の原則にもちろん反する。ただ、法規の上から言つて、本委員会の速記録に載つておるとか載つておらんとかというふうな問題をこじつけますならば、多少議論になるかも知れませんが、それ以外に議論にならない。それから衆議院の全会一致の議決に反することであることだけは間違いないのでありますから、衆議院の事務総長等の意見は、政府側にもそのことを通告しなければならぬと昨日は言つております。それから誤謬訂正

か、あるいは撤回か、何かの手續をとるか、もしとらないといたしますならば、衆議院において前の議決の線に沿つてこの問題は撤回を要求するとかいふような処置をとらなければならぬ。ただ、われわれが考えまするのに、建設当局が、こうした議員提出案の満場一致で通過し、衆議院や参議院の議員の意思のいかなるところにあるかといふことも明確なのにもかかわらず、こゝういふ提案を出してくることは、まことに奇怪千萬なことだと思ひます。ただ、これが一年なり二年なり

たつて、議会の議決とは客観情勢の変化、あるいは行政上の処置のいろいろな支障、こゝういふものが起つた結果としてこれらの修正案が行われる場合があることは、あり得るとわれわれも考える。それならばわれわれも納得する。そうせない限りは、こんな案が今出ようとは考えておらない、こゝういふ考えなのであります。

○田中一君 建設大臣はひろこの高速自動車国道法案の提案者であります。しかしながら、一方国会議員といひましたのは、第二十二国会で提案されたところの縦貫自動車道建設法案の提案者でもあるはずでございます。

従つて、このように現在成立もしていない法律案を次の後から出るところの法律案によつて修正しようというふうな意図、これが国会議員の良識、あるいは数々の立法措置としての手續上、正しいものであるかどうかの問題、それから建設大臣としての南條徳男氏並びに衆議院議員としての南條徳男氏の良心の問題でございます。この点につきましまして、率直な御意見の開陳をお願いしたいと思います。

○國務大臣(南條徳男君) 先般衆議院を通過いたしました国土開発縦貫自動車道建設法案と、政府が提案しようとしておられます高速自動車国道法案のかみ合せについて、いろいろ疑義の問題を御質問であります。率直に申し上げて、私が建設大臣になりましたら、今まで長い間二十二年国会以来懸案となつて参議院、衆議院において、また衆議院の運輸委員会等において紛争をきわめておつたこの法案を、何とかいたして私ども提案者の一人として早く解決したいという気持から、私は建設大臣に就任早々運輸大臣とも折衝をいたしまして、所管の問題その他のいろいろの問題についての懸案を解決いたしまして、そしてそれに基いた高速自動車国道法案といふものを提案することに決定しておつたのであります。この政府が考えておりました国道法案は今まで国会において審議継続中でありまして国土開発縦貫道路とはうらはら

の関係にあるものであつて、私どもの
考へによりますれば、今まで国会に継
続審議になっております国土開発の道
路法案というものは、要するに大綱を
きめたものであつて、これを実施する
ことになりまふと、詳細な規定を必要
とすることは言うを待たないのであり
ます。こういう意味において、たとえ
ば一方が本法であれば一方は施行細則
というふうな関係のものでありますか
ら、これは当然国会の多数の提案者が
希望してゐる国土開発縦貫道法案とい
うものを完成しようとするならば、も
ちろん政府が今度提案しようとする法
案も御賛成を得るものと私どもは確信
いたしまして、他意はないのでありま
す。ただその際に先ほど理事の諸君か
らも御説明があつたように、衆議院に
おきましてどちらの法案を先にする
か、あるいはこの法案を両方調整した
上で理事会で出したらどうかというよ
うな話もありましたが、今までの行き
がかりから継続審議中のものを先にし
たらよからう、それには二、三の修正
点をして、取りあへず名古屋・神戸間
の高速道路の予算もあることであるか
ら、これらをこれらの法律の中へ加へ
て予算を加へるといふことによつて、
また審議会の委員も追加するといふこ
とによつて多少の修正を加へて、この
方を先にしてほしい、しかし、あの法
案にありますが、ただ総理大臣が路線
の決定、あるいは管理その他をする
といふことになつてゐるけれども、一々
総理大臣がさうなことをするといふ
ことは実際に合ふのであるから、政
府の提案してゐる高速自動車国道法案
によつて、これを建設省、運輸省両方
の共管でもつてやつてもらふといふ

に将来は修正してもらふかもしれない
といふような希望も、当時委員会に
おいて理事の諸君は述べられた通りで
あります。そういうような経過があり
まして、実際にこの法案をりつぱに仕
上げて、今までのいろいろないきさつ
を払拭して、そうして円滑に目的を達
したいという趣旨から来たものであり
まして、決して他意はありません。

そこで、今一事不再議といふような
議論もございましたが、この点につき
まして私も疑義がありましたから、法
制局長に向つて、一方国土縦貫の方が
通つた場合に、他方政府案が出るとい
ふ事不再議といふような疑義があるかど
うかといふようなことを問ひ合せたが、
法制局においては、その点は一事不再議
にならぬといふ解釈でありましたから、
そこで私もでも出さずに決したよ
うなわけでございます。ただ前後し
てこの国土縦貫法の方が参議院にもか
からぬうちに一方の高速自動車国道法
案が出てきたといふことは、いかにも
奇怪千万だといふようなお叱りがあれ
ば、形式上まことにそのようにならな
いように、岸内閣になりまして多少空
間もありましたために、予算関係の法
案がなかおかれてゐるといふような野
党からのきびしい注文もありまして、政
府においては少くとも四日までは予算
関係の法案は全部そろえてくれといふ
ことでありまして、取り急いでこの
高速自動車国道法案なども四日の閣議
でもつて決定いたしましたので、事務
的に直ちに国会に提示してあつたもの
と考へるのであります。決して他意
はないのであります。事情を率直に申
し上げて、御了承を得たいと思ひ
ます。

○田中一君 建設大臣就任以来、運輸
大臣とともいろいろな長い間の懸案
を解決するために御努力なされた点は
わかつてゐる。その点はあなたの御意
思を十分われわれも尊重してそのよう
に手は打とうといふことは、私も十二
日の先ほど説明したような両院の
委員長、理事打合会、懇談会を開き
まして、一応決定してゐるのであり
ます。にもかかわらず、少くとも成立
しない法案に対してあとから出る法案で
それを修正するといふこと、その修正
をまた修正するといふこと、次にまた
その修正を修正するといふこと、こ
うしたことは法をもてあそぶものです。
現在参議院におきましても、あなたの属
する政友会である自民党は、当委員会
には過半数の席を占めてゐるのです。も
しろ政府はそのような意図があるなら
ば、この参議院において現在の縦貫道
路の法案の審議中において、これを修
正することがいよいよだろつと思つた
りまして、この手段をとらないで、次
の法律案で現在審議中の法律案を修正
するといふことは、少くとも国会議員
並びに建設大臣としてのいたづらに法
をもてあそんで混乱を招くといふこと
のみに尽きると思ふ。

そこで一応あなたは善意な方であつ
て、何もわからないので申し上げる
が、二十二日の日には、われわれ参議
院の委員長、理事打合会には道路局長
をここに招致をいたしました。道路局
長とも現在提案されてゐる高速自動車
国道の中で修正、国土開発縦貫自動車
道建設法の一部を改正しようといふ意
図は懇談中なのであります。そのとき

の記録がございますので御報告しま
す。衆議院の瀬戸山理事から、これは
縦貫道路の六条の「内閣総理大臣」とい
ふものを、運輸省、建設省両方の両大
臣が共管の形にしたらどうかといふ御
意見がありました。しかし参議院側か
ら、それには及ばんじやないか、これ
は私がはつきり申し上げたのは、すな
わち国土開発が主眼であるところの道
路であつて、国土の総合開発事業とい
うものは内閣に所屬してゐる。しかし
実際の道路関係においては道路行政と
いふものは現在建設大臣が持つてお
るので、法案の審議の過程において総
理大臣、建設大臣、運輸大臣に来てい
だいて、そしてこの運営につきま
すところの審議を十分いたしまして、総
理大臣並びに両大臣からその確約を得
て運営に遺漏のないような形をとら
う、こゝろ御意見を申し上げてゐるわけ
であります。これに對しましては、一
応瀬戸山理事も了承しておりました。
當時また道路局長は、そういう形でこ
の法案の通過後において、運営が建設
大臣、運輸大臣の申し合せ通り建設
省において事務局を持ち、なおかつ予
定の原案策定という問題も建設省が
するならば、建設大臣の、あるいは両
大臣の所管になるならば、これは一向
しつかないといふことを答へして
るのであります。むろん委員長、理
事打合会では速記録はつきません。つ
きませんが、調査員におきまして、こ
のような記録をとつてございます。に
もかわらず、両院の意思を無視し
て、政府がなぜこのように無謀なる修
正案を繰り込んでゐるかといふ点で
ございます。今法制局長を呼びますが、
法制局長からこの点につきまふ法律

な問題につきまして、一べん十分伺
つてみますが、今あなたが答へなかつ
たようなことでは満足しないのです。建
設大臣としてのこゝろした現在審議中の
法律案を修正しようといふ意図はど
から来たか、そういうことは国会を侮
辱するのではなからうか、またそ
ういふことを重ねて参りますと、いかな
る法律案でも修正々と際限がござい
ません。もしもほんとうに修正しよう
とするならば、前に申したように、あ
なたの属する政友会の意見がたくさ
んございます。参議院において同じ政
友会のわれわれも喜んで参画いたします。
むろんこの法律案といふものは自民
党、社会党共同提案でございます。従
つてわれわれもそれが正しいものである
ならば賛成をいたしまして。しかし強
引にあつてこの法律案を修正する
といふことはあり得ないと思つたので
ございます。むろん法制局長に伺つて
みますけれども、法律的には可能で
ございまして、むろん法制局長は、少
くとも国会に席を置く建設大臣として
は、無謀ではないかと思つたのです。こ
の点についての率直な御意見を拝聴
したいと思つたのです。当然これはす
べき権利があるからやるのだといふ
のなら、それでけつこうでございます。
またそれに対して遺憾の点があるなら
は、遺憾な点がある、その点について
は十分審議してくれといふ御意見なら
は、われわれはそのように考えま
す。

○田中一君 (南條徳男君) 田中委員
のたゞいまの御意見、全くごもつとも
なことで、手続におきまして、いろいろ
政府の手違ひがあつたことは遺憾と
存するものであります。しかし私も先

は、建設大臣の申し合せ通り建設
省において事務局を持ち、なおかつ予
定の原案策定という問題も建設省が
するならば、建設大臣の、あるいは両
大臣の所管になるならば、これは一向
しつかないといふことを答へして
るのであります。むろん委員長、理
事打合会では速記録はつきません。つ
きませんが、調査員におきまして、こ
のような記録をとつてございます。に
もかわらず、両院の意思を無視し
て、政府がなぜこのように無謀なる修
正案を繰り込んでゐるかといふ点で
ございます。今法制局長を呼びますが、
法制局長からこの点につきまふ法律

な問題につきまして、一べん十分伺
つてみますが、今あなたが答へなかつ
たようなことでは満足しないのです。建
設大臣としてのこゝろした現在審議中の
法律案を修正しようといふ意図はど
から来たか、そういうことは国会を侮
辱するのではなからうか、またそ
ういふことを重ねて参りますと、いかな
る法律案でも修正々と際限がござい
ません。もしもほんとうに修正しよう
とするならば、前に申したように、あ
なたの属する政友会の意見がたくさ
んございます。参議院において同じ政
友会のわれわれも喜んで参画いたします。
むろんこの法律案といふものは自民
党、社会党共同提案でございます。従
つてわれわれもそれが正しいものである
ならば賛成をいたしまして。しかし強
引にあつてこの法律案を修正する
といふことはあり得ないと思つたので
ございます。むろん法制局長に伺つて
みますけれども、法律的には可能で
ございまして、むろん法制局長は、少
くとも国会に席を置く建設大臣として
は、無謀ではないかと思つたのです。こ
の点についての率直な御意見を拝聴
したいと思つたのです。当然これはす
べき権利があるからやるのだといふ
のなら、それでけつこうでございます。
またそれに対して遺憾の点があるなら
は、遺憾な点がある、その点について
は十分審議してくれといふ御意見なら
は、われわれはそのように考えま
す。

申し送り、決して他意はないのでありまして、先ほどだんだん申し上げましたように、今までの懸案の国民がほとんどに希望している国土開発の縦貫道といふものの成立をみたいというところから、いろいろと苦慮したのであります。ただ先ほど申し送りました通り、予算に關係した法案をこの四日の日までにとりしめて出せというところから、政府の方でむづろきに提案したものでないかと思ひますが、建設省といひましては、もちろん最初に衆議院を通り、参議院にかかっております国土開発の縦貫自動車道法案を先に先議していただきまして、そうしてしかるものにこの高速自動車道法案といふものを御審議願つておるものと思つておつたのであります。その間におきまして、いろいろお話のように、理事会等における懇談の方法がありますれば、十分円満に調整していただけてついでです。決して政府は力をもつてこれを強引に押し切ろうなどという野望のもとにかなうな措置をとつたのではないといふことだけは御了解を得たいと思ひます。

○政府委員(宮澤勘一君) 先ほど田中先生から道路局長の発言についてお話がございましたので、申し上げたいと思ひます。

先般の参議院の理事会に私も呼ばれてまして、発言の機会を与えられたので、今問題になつております総理大臣を運輸大臣、建設大臣に直すという点につきましましては、修正していただければ大へんけっこうであるという要望を申し上げたのでございます。そのあとで田中先生が言われましたような処置で納得したようなお話がございました

が、それは別に意見はそのときは申し上げませんでしたが、御了承得たいと思ひます。

○田中一君 法制局にちよつと伺いたいのですが、国土開発縦貫自動車道建設法案が今当委員会に付託されております。本審査として付託されております。ところが予備審査で別に高速自動車道法案が付託されておると思ひますが、現在まだ縦貫道路の方も審議中でありまして、従つて高速自動車の方もまだ提案をされておるわけでありまふ。そこでその高速自動車道法案の中にまだ審議中の縦貫自動車道法案の一部の改正を盛り込んであるわけですが、私の見解としては、もしも、この現在審議中の縦貫自動車道建設法案の一部を改正するといふ意図があるならば、参議院の委員会におきまして、これを改正することはできると思ふのでございまして、ところがその手続とその了解と申しますか、その方法をとりなす、突如として別の法律案でこのようにな改正を企図して提案されたといふことに對しましては、いたずらに法をもてあそぶものではないかと思ふのであります。ということとは、やるとすれば、議員提案でさらに別の法律案で高速自動車道法案の改正案を提案して、これをまた改正するといふ法律案の作成は、これは国会議員としても、政府としても自由であります。こういうことを考へて参りますと、いたずらに法をもてあそび、そして国民に對して納得されないような争いを現わすのではないかと心配があるために、法律的にこの扱い方に間違ひがないかの問題が一つ。それから、もしもこういう形のものゝを次々と法制局にわれわれが立法をお

願ひしたならば、喜んで幾らでも引き受けるという態度であるかどうかといふ問題を一つ伺いたいと思ふのです。

○法制局参事(岸田実君) ただいまの御質問に對しましてお答え申し上げます。国土開発縦貫自動車道建設法の権限は内閣総理大臣に定められてまして、ずつと参つております。これを内閣総理大臣にいたしまして立法の趣旨は、かようなものであるかといふことは、実は立法の趣旨までは私ははっきり存じませんけれども、とにかくこの法律を出しました当時における立案者の趣旨としては、内閣総理大臣が適當であろうといふことでお出しになつたものであらうと存じます。ところで、このたび高速自動車道法といふものが政府から提案されて参りまして、そしてその付則におきまして、この縦貫自動車道建設法の内閣総理大臣の権限を、運輸大臣及び建設大臣に改めておるのてございまして、これは法律的に私たちが拝見いたしますと、高速自動車道といふものに対する政府内部の権限の問題が、従来のあるいは道路法あるいは道路運送法等の関連法律のもとにおきましては、しかく明確でなかつた。そこで新しく高速自動車道法に對する建設、維持管理に關するいろいろの必要の規定を設けますと同時に、その所管大臣を運輸大臣及び建設大臣の共管の形でやるのが適當であるといふことで、この法律の規定をお定めになつて国会に提出になられたのであらうと存じます。そこでそのように、高速自動車道法といふものに対する所管大臣を運輸大臣及び建設大臣に定めようとするならば、国会に先に提出され

ております国土開発縦貫自動車道建設法の内閣総理大臣の権限を、この新たに定められた建設大臣及び運輸大臣の共管の形でいくことが適當ではないか。もし高速自動車道法が通過すれば、同時に国土開発縦貫自動車道建設法の所管大臣も、建設大臣及び運輸大臣の共管といふことにするのが適當ではないかといふお考えのもとに、この付則の規定をお入れになつたのだらうと思ひます。従つて法律的に申し上げますと、この付則第八項による内閣総理大臣を運輸大臣及び建設大臣に改めるといふことは、そのもとになる高速自動車道法が通らなければ工合が悪いことなんでございまして従つてその法律と一体としてこの改正をするならすると、本則の方が通らなければ当然付則の方もそれは通らなくなるという前提のもとに、関連のあるものとして付則で定めておると思ふのでございまして。従つてその付則の規定だけを切り離して、こちらの国土縦貫自動車道建設法の方で修正をするといふことになりまふと、それは全然新たな高速自動車道法といふものの権限を定めないので、こちらの方で、縦貫自動車道の方で内閣総理大臣よりも運輸大臣及び建設大臣にする方がよいという解釈のもとにお出しになるという結論になるわけでございますから、立法の趣旨が付則においてやるのと、全然独立してこの修正をするといふことは、少し違つてくると思ふのでございまして。そういう趣旨でございましてから、ただいま申しましたように、付則でそれを修正するといふことは立法的には決しておかしいことではないと思ふのでございまして。

○中野文門君 関連して……。ちよつとこれはだれにお尋ねしていいかわからぬのですが、国土開発縦貫自動車道建設法といふものは時間的にまだ法律になつてないわけですね、ただいま現在。にかかわらずですね、高速自動車道法案といふものを提出になつて、あたかも国土開発縦貫自動車道建設法といふものが法律になつておる前提のもとに組み立てられた点が私了解ができないのでございね。内閣総理大臣を運輸大臣及び建設大臣に改めること、その内容は別といたしまして、形式的に私はその点がわからぬのですがね。これはやはり今議つておるのは参議院であります。参議院を輕視したといふ格好に――輕視といふよりも、違法じゃないかと思ふのですがね。法律になつておらないものを、時間的にです、なるであらうかもしれないけれども、現在なつておらないものを、なつておることにして、あとの法律の内容にそつていふことを盛られて提案されたといふことはわからないのでございまして、法制局いかにございましょうか。

○法制局参事(岸田実君) 未成立の法案に對する改正案を追つかけて出すといふことは、従来の立法例でもしばしばあることではございまして。これはやはり非常に法案が錯綜して参りますし、ある法案を出して、その改正案なり新たな法案を出す、ところが追つかけてその法案に關連のあるほかの法案を出さなければならぬといふ事情のある場合はしばしばある問題でございまして。そういう場合には成立を前提にして改正案を出す、あとから追つかけて出すといふことになるわけですね。従つて議案の取扱ひといひましては、そ

の前の法案が成立しなければ、あとの法案を先に先行させることはできないというような、議案の取扱いの順序等の問題がございすけれども、しかしそういう未成立の問題をつかんで何らかの修正をするということは、できないというご意見は、ないのではありませんか、この例はもう非常にたくさんあります。

○田中一君 これは先ほど私があなたに、岸田さんに質問した第二の点をあなたは答弁してないのですが、しばしばあるのです。ありますが、こういう形の改正をすることが好ましいか、好ましくないかの問題なんですよ。これはむしろ法律上今までたくさん例がございすから、一向差しつかえないと思ふんですが、現に並行して審議中の法律案を別の法律案で修正するというのは、われわれは何をしただけのかということですよ。参議院の委員会は何をするのかということですよ。こういうものを出されて強要される必要はありません。われわれの意思をもって修正できるのです、幾らでも。こういうことを重ねていくことが、私があなたにこういう改正案を出してくれとお願いしたときに、この法律を作る人として好ましいか好ましくないかの問題が一つと、それからまあ政争の争いが激しくなつて、各政党から次から次、次から次とひっくり返してこういう改正案が出た場合に、あなたの方でそれをどこかで調整すればいいのではなからうかという考えを持たないか、持つかどうかという点です。率直に現実の問題として御答弁願ひたいと思ふのです。

○法制局参事(岸田実君) 御質問の趣旨にびつたり当てはまる答弁かどうかはわかりませんが、特別の事情の変更がないにもかかわらず、前に出している法案の大臣の権限をすぐあとから遡る大臣の権限にひっくり返すこと……。

○田中一君 内容を言っているのじゃないのです。

○法制局参事(岸田実君) ですから、どうしても内容に關連があると思ふのですが、そういうような場合ですと、これはいわゆる一事不再議の原則に反するようになつて、はなはだ妥当でないと思ふのです。従つて同じ国会において内閣総理大臣の権限を定めたと同じ事項について、それをまたほかの大臣に変えるという修正を出すということは、私はこれはむしろ法律的に違法であらうと思ふます。しかし異なつた事情が生じて、そうしてその異なつた事情との關連において同じ国会で、前に通つてゐる法案の内容を改めるといふ規定を置くことは、これは事情が變つてくるわけですから、許さなければならぬことであらうと存じます。高速自動車国道法というものが、さきのに關連して改めるといふ趣旨であれば、私はこれは違法でないと同時に、付則でこれを改めなければ工合が悪い問題だらうと思ふのでございす。これを付則だけを切り離して先行させることになれば、これは趣旨が違つてくることになるわけですから、どうしても本則と一体のものとして付則で修正するといふことにならざるを得ないと、立法技術的にそうならざるを得ないといふふうに考へるわけですから。

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、これは仮定を申し上げるのでございすが、もしも当委員会においてこれから審議の結果、高速自動車国道法の付則で改正しようとするこの案文が、本法の審議において修正されたならば、あなたはむしろ目的がそこにあるなら御満足と思ふのです。そこでなぜ現在審議中のこの縦貫自動車道の本法に対して働きかけをしないで、独自の見解で強行的に、お前たちの衆議院の作つたこの法律案は未熟であるという建前か、あるいは不便であるという建前か、何らかの形で思ふ理由づけで、この改正案が出たと思ふのですが、もしこちらでやつたならば、この全部を一応撤回する意図はございすか。全部の法律を、高速自動車国道法を全部撤回して出し直しをする意図はございすか。

○國務大臣(南條徳男君) この政府の意見として先ほど来申し上げましたように、この懸案の国土開発縦貫道というものを完成させたいというのが趣旨でありまして、その行き方として今度高速自動車国道法というものを、これがなければ前の国土開発縦貫道というものの完璧を期せないという考えから、運輸省と懇談をいたしまして御提案することになったのであります。従ひまして、この政府の方針を、

政府提案の高速自動車国道法をあとに審議するということであれば、別段撤回とかどうとかいうような、さうなかつた苦しい言葉でなくとも、私は實質にかなうものじやないかと思ふんですが、いかがなものでございしょうか。

○田中一君 国土開発縦貫自動車道建設法で、附則の八項で提案されておるところの改正案が修正されるならば、この目的はもう達したことになるんです。従つて、法制局では、当然その場合にはこの法文は自然消滅になるのか、修正されるのか、どういふ形で処理されるんです。

○法制局参事(岸田実君) こちらのたゞいま審議中の国土開発縦貫自動車道建設法の方で、附則第八項のような修正をかりにいたして出した場合には、当然この附則八項といふものは死文になつてしまひますから、あとの高速自動車国道法を進めます場合には、削除の修正をして進めなければならぬと、こういうことになります。

○田中一君 その削除はだれがするんですか。

○法制局参事(岸田実君) これは、国土開発縦貫自動車道建設法が通つたあとで、初めに高速自動車国道法を議決する院が当然責任上その修正をやるべきである、こういうふうに考へます。

○田中一君 あなたは、だれもこの内容とわれわれが考へることはおわかりになつたと思ふんですが、こういう形の改正案といふものが出るのが好ましいか好ましくないか。また、現在審議中の法律案を別な法律案で修正することはありまして、あります。この問題と同じようなケースは今までもありましたか。現に別の形で修正し得る道がありながら、修正を強要してつくと、いう立法方法は今までありましたか、こういう形のものが、私は今まで七年間議席を持っていますが、記憶はないんです、こういうケースは、ちよつと御意見を伺ひたいと思ふんです。

○法制局参事(岸田実君) 今これとびつたり当てはまるような確かな例をすぐ思ひ出すことはできませんけれども、そして、今度の場合のように非常に接合して出るといふ場合はまれであらうと存じますが、しかし、法律的に申しますと、この附則第八項の改正というものは、高速自動車国道法という新しい法律が必要である、そしてこの法律によつて自動車道の所管大臣を運輸大臣及び建設大臣に確定することが必要である、という立場に立つてお出しになるわけにございすから、それが出る以上は、これと關連のある国土開発縦貫自動車道の内閣総理大臣の権限をこちらに移さなければならぬんだという政府の趣旨は、一応これは理論的に納得のいくことだと思ひます。従つて、法律的に申しますならば、どうしてもこれは高速自動車国道の所管を定めるということが前提になつて、附則の改正でございすから、これはこの形でいかにざるを得ないんじゃない

衆議院の理事会に提案して、この点はいかぬから修正してくれ、こういう要求をされておる。こういう書類がちゃんとある。瀬戸山君が出された案なんです。それがいいかない。それは参議院の二十四国会の議決にも反するし、参議院の意思を尊重しない形になるから、やはり二十二国会から衆議院、参議院とこう回り回ってきたものをこの際尊重すべきである、こういうことを言つてそれに賛成されたのである。賛成されたときに、内容を申し上げますならば、そのときに腹の中に、この運輸大臣及び建設大臣という事項がないことを非常に遺憾とする、これが腹の中にあったようでございます。これは腹の中の話なのであつて、何も公式のものではありません。

それから、衆議院、参議院の本案議を通過するときの付帯条件の問題なんです、付帯条件をよく読んで味わつ

てもいいと思います。その付帯条件が、この第五条の運輸大臣、建設大臣、または総理大臣と、そういうことにせにやならぬということとはちつともない。本当に読んでもらいたいんです。なるほどそれは付帯条件の運輸、建設兩省の所管争い、こういうこと、並びに建設行政を統一せなくちゃならぬこと、これを立法化せなくちゃならぬ、こういう条件は、何もこれを運輸大臣及び建設大臣に変えなければできないことじゃないことは、私は法文を読むことを知っているような人ならだれでもわかると思うんです。ただここで、提案者の立法の本当の精神を讀んでもらいたいことは、内閣総理大臣としてある点は、これは建設省の諸君もしつかりよく聞いておいてもらいたい

と思う。この国土開発縦貫自動車道という単なる交通道路としての道路をやる、これは今度のいわゆる高速自動車国道というものの道路感覚とは違つた国土開発というものが含まれている。従つて審議会においても農林大臣、通産大臣等がこの審議に参画する。こういうことのために道路を建設し、道路を管理することは建設省が当然やるんだ。だからそういう国道、一級国道、二級国道とは違つて、そういう道路であるならば、今これを修正されようとする心持は十分わかる。従つて建設省が建設をやるといふ建前に立つて、まあ職業意識からくる希望といふものは私はわかるのです。それはしてやるべきなんです、そういう状態なら。だけれども、この立法の、四百三十名からなるこの国土開発立法といふものの精神を貫くものは何であるかといふことに、ほんとうに十分な理解がないところがあるんですよ。それを参議院の諸君や衆議院の諸君が、議員的な、政治的な感覚のもとによつて、全会一致でいろんな希望も付されて通しているんです。従つて、ただこの第五条の内閣総理大臣となつてゐる点は、そういう一つの道路の管理、建設といふこと以上に、所管をもつと高い立場でやらなければならぬものであるといふところにあるのであつて、その点を十分に一つ御理解を願いたいと思ふのであります。従つて、この高速自動車国道法案といふものは、これを補うものと同時に、これを補うものばかりじゃなくて、現在の国土法に基く国道の管理、建設といふものの上に立つてゐる近代的交通といふものは、人が通る道路といふものよりも、

機械的な交通機関が通るといふ時代になつてきたからという意味と、いわゆるこちらには国土総合開発道路といふものがある。こちらには従来の国道といふもの、あるいは重要幹線道路といふものがある。この方の感覚とこの方の感覚との間に立つて、これで、近代的な交通機関としての道路といふものを補足し、近代化して法制化する基準になるものが、いわゆる高速自動車国道法案である。その下において審議会等がどういふように行われるか、管理がどういふように行われるかといふ立場に立たないと、本當のものはわからないんですよ。そういうものの上に立つてやられるのであります。

それから、いま法制局の方がいろいろ言われているようでありましたが、法制局の方の前提となるべき資料といふものを十分に理解をされて、御判断を願へば大へんいいのではないかと思ふ。建設省が出しました政府提案の今度の高速自動車国道法案が四日の十二時に、正午に衆議院の方へ提案をされております。それから縦貫自動車道法案は衆議院は五日の午後三時過ぎに本会議を通じてあるのであります。従つて議員提案であるところの国土開発縦貫道路であるために、内閣の方ではそれは気づかずにひよつと出したという形にもなると思ふ。そういう場合において、これはこういう法案が出てもやむを得ない、そういう前例も幾らもあるといふことなんです。ただ、しかしこの内容が一事不再議になるかならぬか、一事不再議にならないと今建設大臣は言われておりますけれども、第五条が衆議院の議題になつたか知らないかといふことによつて一事不

再議か不再議でないかということが決定するのじゃないかと思ふのです。この法案自体の全体が議案になつておるから、一事不再議になるとかならないとかいふことは間違ったものですが、ただ第五条の内閣総理大臣とあるのを運輸大臣及び建設大臣といふものが議題になつておらぬじゃないかといふことを言つておるのだと思ふのです。ところがただ議題になつておらぬと言つても、今申し上げたように、理事会で各党の立場でいろいろ論議をいたしまして、こういう修正されたところの修正案といふものが提出された。それは参議院の方の意思をじゅうりんするところになるから引つ込めなかつたらよくからう、こういう議事が進められて、委員長は議事進行の進め方によつて、いろいろそれならこれは引つ込めて、最小限度の第三条の修正程度でやめよう、こういうことになつたのであります。従つて内閣総理大臣とあるのを運輸大臣及び建設大臣としての審議がなされておるのです。理事会でなされておるのです。それはちゃんと証書類がはつきりしておるのであります。それならば当然私は一事不再議の件になる、こういうことにならうと思ふのであります。その点等は法律的な解釈を十分にされるように私は希望するものであります。

○衆議院議員 瀬戸山三男君 田中委員長と論争する気持は全然ありませんが、ちよつと誤解があつたようでありますから、一言申し上げておきます。私が衆議院を代表しておると言つたようにお聞き取りのようでありましたが、私は先ほど申し上げましたのは、附帯

決議を決議いたしました衆議院を構成しておる一員としてということをお願いしておりますから、あとで速記録をお調べ願ひます。そこで私は何もここに出ておるこの付則の第八項と、それからこの国土開発縦貫自動車道とを合せて、この参議院においてさうに御修正願ひたいと言つたのではないのであります。たださういふものを追つかけて出しておるのはおかしいじゃないか、言葉を強く言つと、けしからんじゃないかといふような御意見がありますから、その点についてはさういふいきさつがあつて、政府としてさういふな取扱ひをして、たとえばもう一度読みますけれども、参議院における附帯決議の第二項に、「政府は、国土開発縦貫自動車道を含む高速幹線自動車道に関する立法措置をすみやかに講ずること」と、命令とは申し上げませんが、国会の決議をされておりますから、これに基いて政府がそのあとから出しました立法がいかに悪いかは、今後審議をしなけければならぬわけでありまう。そういう物を出したからけしからぬという議論は、従来からのこういう衆議院あるいは参議院における御決議、御審議の経過に基いて政府がかよふものを出したからといつて、けしからぬといふことではないじゃないですかといふことを、ここで私の立場で申し上げたのであります。衆議院を代表してという言葉も使つておりませんし、また、ここでかようにこの国土開発縦貫自動車道建設法案そのものを御修正下さいとも言つておらないのでありますから、その点はどうか御了解を願ひたい。

○田中一君 私は参議院として、これは同僚議員全部同感だと思ふのですけれども、瀬戸山君がさういふような意図があつてさういふ発言が、今前田君の御意見を聞くと言言があつたといふのですから、さういふことはどうかそちらで、それが本意ならばそちらでやつていただきたいのです。ことに建設大臣もこの提案者なんです。全部提案者なんです。これは衆議院決議でありまして、われわれの方はいつも受けて立つていなければならぬ。当然さういふ状況ならば、衆議院で修正してこちらへ送つてくれればいいんです。目的は一つなんです。それをしないで、なぜあえて参議院に、それも今言う時間的に十分に衆議院で修正する時間の余地があるにかかわらず、こちらに送付するといふことはあり得ないと思ひます。そういうことは、それで聞いてみますと、まだ衆議院の建設委員会には付託されてないんだといふことによつて、それは知らないだといふような発言を先ほど二階堂さんが言つてゐるけれども、はなはだ奇怪な問題でありまして、こういう点も何か含みのある行動を衆議院の手党の諸君と政府が話し合つてやつてゐるのを見受けられるのです。従つて、もしもさういふ意図があるならば、そちらから修正して持つてきていただきたいのです。

○衆議院議員 中島慶君 衆議院の審議の途上におきまして、問題点になつた点をこの際御報告申し上げるのが私どもの義務だと思ひますので、御報告いたしたいと思ひます。これはまあただいま田中さんよりお話をありがとうございました。昭和三十年の

六月二十一日に衆議院で四百三十名で提案した法案でありまして、現在の岸総理も、ここに見える南條國務大臣も提案者であります。ただ参議院より現在の閣僚中で入閣された方以外は、おそらく現政府の全員が提案者であると思います。そこで昭和三十年の七月二十八日に衆議院は原案通り可決いたしました。即日参議院へ回付いたしました。その案が、あと二日しかありませんので継続審議になりました。昭和三十一年の四月十九日に、自民党を代表して小澤久太郎君が一部修正をされて、また衆議院へ回付されたのであります。その案がいわゆる今回衆議院でもって審議しているところの縦貫自動車道法案であるのであります。そこで衆議院といたしましては、この参議院の御意思を尊重せねばいけないという建前を基本問題としていろいろ審議いたしまして、参議院の修正通り無修正で参議院へ送り込むべきである、こういう態度を大多数でめいたのであります。しかしながら、そこで問題となりましてのは、本年度政府はすでに予算措置をこれに対してしてある。従ってこの法律でいきますと、別表による経過地を基準といたしまして、そうして審議会にかけてきめて、さらにそれを法律にして国会にかけると、こういうことになつていくのであります。これは参議院で修正されていろいろなことになつていくのであります。もしも参議院が提出した三十億の予算というものは全然使えなくなる。従つてそういうことではこの立法の趣旨にも合わないし、三十億の予算だけを使える方法にして、参議院の御意思通りに決定しよう

うというのが、今回衆議院を通過して、現在御審議を願つておる法案になつておるわけでありまして。従つて参議院の御意思はそのまま法案の中に生きて、ただ三十億の金を使うという部分だけを修正した。さらにこまかくいへば、国家公安委員長を審議会の一員に加えるとか、年度が違つたために三十一年を三十二年に直したというだけでありまして、参議院で御決定願つたそのまゝが本日御送付したこの法律案であります。それで衆議院の賛成討論の中におきまして、ここに見える前田委員から、参議院から修正されて回付されたこの法案を種々検討いたしまして、参議院の意思を尊重すべきであるという建前に立つて、参議院の修正については全面的な賛意を表したものであります。ただ提案者の説明の通り、三十二年の予算執行に支障を生ずることの問題がありまして、提案者の意思に反することだと考へまして、これらの最小限の修正をもつて、衆議院全体の意思に沿ひ、あわせて参議院の意向をも尊重した案であるのであります。こういうふうにはつきりと賛成意見を申されてあるわけでありまして、従ひまして、本日御審議願つておるのは、参議院において二十四国会で御決定願つたことを御審議願つておるわけでありまして。ただその中に三十億の予算執行のできる案文と、それから国家公安委員長を審議会に一人加えたことと、年度が違ひますので、三十二年を三十二年に変えた、これだけのものでありますので、私どもの考えとしては、これは——私どもという口では、前に御決定願つた案であります

ので、どうかこのままの案で通していただきたいと、かように考えるわけでありまして。そこで、今問題になつております政府提案の高速自動車国道法案の付則の問題であります。この問題は、先ほど前田委員よりお話がございましたけれども、正式の委員会にかかつておりませんから、記録にはございせんが、瀬戸山委員より五つの修正案を出しまして、これで秘密理事会でさんざんもみあげたわけでありまして。その修正案は、第二条を修正する。第三条、第四条、第五条と、最後の審議会の問題であります。そこで今度建設省で出したのは、第三条第三項の、「内閣総理大臣」とあるのを、「運輸大臣及び建設大臣」とあるのを、「運輸大臣及び建設大臣」とする、こういうことであります。これは審議会の構成の問題とくく関連いたしますので、審議会の構成の問題をお話し——お話し申しますか、衆議院における討論の意見の一端をこくかいつまんで申し上げますと、この法案は内閣総理大臣を会長として、経済閣僚を加へ、衆参両院で指名した者と、学識経験者を加えた二十八名の委員で審議会を構成することになつております。この委員会を削除いたしまして、そして今度できるところの高速自動車国道法案の審議会、もしくは現在あるところの道路審議会にするというやうな御意見でありました。これに対するところの反対の第一の理由は、これは単に交通というものでなくして、国土の普遍的開発であるから、運輸もしくは道路の担当のものでなくして、内閣総理大臣を会長として、企画庁で

あるとか農林大臣であるとかいう経済閣僚を加へることによつて、初めて国土の普遍的開発の目的に合するというのが第一点。第二の問題といたしまして、非常に膨大な予算の要するものである。現在の状態は十億か十五億の予算増額をするのに、大臣が大蔵省へ足を運ぶ、こういう状態である。それではこの法律をこしらへても目的は達せられない。従つて、この審議会というものは、大蔵大臣及び経済閣僚を入れ、内閣総理大臣を会長としたところの、閣議に準ずるところの審議会でないか、これを強力に遂行することはできない。この二点がこの審議会に対するところの一番基本的議論であつたやうであります。これがそのままこの第五条の建設線の基本計画に当るのであります。この高速自動車国道法案、本日あたり衆議院に出される法案であります。この法案を私もけさ目を通しましたが、本日はそれに触れることはなないと思つて、持つて来ませなんだが、この法案の中を見ると、基本計画は建設大臣がやるということになつておる。さらにその施工の分につきましても建設大臣がやる、こういうことになつておる。従つてそうなれば、審議会が建設大臣の所管になる審議会という、こういう形になるわけでありまして、これは先ほど申し上げた審議会と同じ意味で、基本計画は、いわゆる経済閣僚も加えた審議会の答申を経て内閣総理大臣が決定して、その後の工事であるとか、道路整備であるとかいうことは建設大臣、運輸大臣がやるのは当然じゃないか。こういうやうに、この点につきましても、しかしそうしては実際事業がやりにくくて実際にでき

ないじゃないかというのが現在の建設省の意見でありまして、これにつきましては、ただいま申し上げましたやうな、大きな普遍的な国土の開発という観点、ただ道路だけというやうな観点によつて、センスのおおの違ひということによりまして見方が違ひわけでありまして。従ひまして、私の希望としては、参議院の御修正の御趣旨をそのまゝ尊重いたしまして、そうしてこれには多少議論もありましたけれども、参議院でこういうふうなきめたのであるから、参議院の意思を尊重して、そのまゝ通すべきではないかと思つて衆議院を通過した法案でありますから、どうかこの法案は参議院でこしらへていただいた法案で、ただごくごく修正しただけであります。先ほど申し上げた点だけを修正してあるわけですから、どうか参議院を通過していただきたい、そうしてしかる後に、今後政府から提出するところの高速自動車国道法案は高速自動車国道法案として御審議になりまして、その付則が必要であるという結論に達したならば、またそれをお認め願ひもよくはないか、こういうふうな考へて、今ここで一緒にしてされるということには非常に混乱されるものである、かように考へるわけでありまして。われわれもただいま申しましたやうな審議会に対する議論と、この基本線決定に対する議論とは同じ議論であると思つておりますけれども、まあ法案が提出された場合は、建設省の御意見を十分聴取いたしまして、虚心坦かにこれに對して臨む考へでありますので、これを今混同せぬやうに、法案は通つたという前提のもとに立たれる政府法案で

ありますから、何とぞ衆議院が参議院の意思を徹頭徹尾尊重したことを汲み取って御審判願いたい、かように考え次第であります。

○田中一君 私は今衆議院の提案者の皆様方の御説明は全面的に承知してゐるんです。しかし目の前に、この本委員会に予備審査として提案されたところの高速自動車国道法案という法案が出てゐる。これは、少くとも今審査をしようとするこの国土開発縦貫自動車道建設法という法律案を、政府が修正しようという問題が提示されてゐる。この現実は無視して、この法律案の目をつぶつての通過というものは考えられないんです。従つてこの問題が解明されて後、初めて参議院の意思によつて決定した修正案をまゐるのみしていただいたんだから通すべきだといふことの結論になるのであつて、ことに衆議院の皆さん方も、現在政府がこうして別の法律でもつてこれを修正しようといふ意図のあることを御存じないとは考えられないんです。従つてそういうものを自分の方のまゝとめ方ができないから参議院に回して、参議院でやれといふような考え方は、これは非常に迷惑な話なんです。従つてもしもそういう瀬戸山さんが言つてゐるような意図があつたならば、当然衆議院において調整をとつてこちらに回付してもらふのが当然だと思ふのです。そこに非常な微妙な関係がありまして、衆議院ではまだ高速自動車法は付託されておられないからわからないのでございまして、これは政治家としてはなほ遺憾にたえないような言動であり、かつまた国民をだますものであります。

従つて十分にそういう点も審議をされた後に政府との話し合いもしたものと申すのですが、突如としてこの法律案、この高速自動車国道法案でわれわれがこれから慎重審議しようといふこの法律案を動かす、改正、修正するといふような案件を示されれば、一応皆さん方のお考え方を聞かなければ、私のおそらくだれでもが手につかぬだらうと思ふのです。中島さんのおっしゃることはよくわかります。われわれも即刻これを通すような審議を進めていきたいと、私ばかりじゃない、同僚議員皆思つてゐるだらうと思ひます。しかし衆議院の場合と違ひまして、参議院はもう予備審査として付託されてゐる法律案の中にこういう問題が含まれますと、これが解明されなければ審議は進まぬじゃないかといふことを申し上げてゐるのです。

委員長、ちよつと速記とめて懇談しましょうか。
○委員長(中山福蔵君) ちよつと速記とめて下さい。
午後零時十二分速記中止

午後零時三十分速記開始
○委員長(中山福蔵君) 速記を起し
それではこれをもつて暫時休憩いたします。
午後零時三十六分休憩

午後二時二十一分開会
○委員長(中山福蔵君) それでは休憩前に引き続きまして委員会を開きます。
この際前回に引き続きまして、昭和三十一年度建設省関係予算に関する件

を議題に供します。まず北海道道路計画等の分野について御質疑のある方は御発言を願ひます。
ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記起して。
午前中の国土開発縦貫自動車道建設法案につきましては、次回の委員会に質疑を継続したいと存じます。
速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記起して。
○田中一君 ガソリン税増徴の問題について一応せんだつての御説明は何いしましたが、地方に対する譲与税の問題、それから交付金に吸ひ上げる税金の道路事業費に投入する計画、それからこれに見合ふ地方の負担の事業費の問題等ですね。ガソリン税増徴による道路事業費に対する事業費並びに事業費の御説明を願ひたいと思ひます。今計画されてゐるものですね。
○政府委員(富樫凱一君) ガソリン税のことにつきましては、前に御説明申し上げたわけでございますが、本年度消費された課税対象の量は三百四十万キロでありまして、これに對しまして地方譲与税、地方道路税は従来は二千円でございますが、これをさらに千七百円増徴しようといふことになつておるわけでありまして、この千七百円に相当いたします分につきましては、ちよつと今資料がございせんので、今すぐ届きますのでそれで御説明申し上げたいと思ひます。で、そのほかにございましてのが軽油引取税でございます。これにつきましても増徴されるような計画になつておるようでございまして

が、そのほかに交付金の中に道路整備に基礎を置きます分があるわけでございますけれども、これらのものを総計いたしますと、全部で——これらのものが地方に参るわけでございますが、本年度の道路事業に對します地方負担金は約四百四十億ほどでございます。このうちこれらの道路税、それから軽油引取税、それから交付金に基礎を置くものを入れますと、ほぼこれに見合ふ額になるわけでございます。この数字につきましては今すぐ資料が参りますので、その数字を申し上げたいと思ひます。

○田中一君 一般会計の資金としては、どれくらい出ているのですか、本年度の。それからその比率はどうなつておりますか。ガソリン税と見合ふ事業費との比率。
○政府委員(富樫凱一君) 本年度のガソリン税といたしましては、五百四億でございますが、一般財源から四十三億出ることになつております。これを合せまして五百四十七億が道路整備に對する国の予算でございます。

○田中一君 建設大臣に伺ひますけれども、われわれがかつてガソリン税を徴収して、いわゆる道路整備費の財源等に関する臨時措置法、こいつは一般財源から相当基本的な支出をして、それに対してガソリン税の増徴というものはプラスアルファであるといふような提案者の説明を聞き、政府からもそのような答弁を聞いておつたのですが、毎年ガソリン税に見合ふ事業費が主であつて、少くも一般財源から支出して予算の作成をしておるといふような状態だと思ふのです。そこでこゝういふ考え方で計画される予算案といふものは、少くとも国会との約束を無視した形で行われておるものと思ふのです。今年度は今道路局長が言つてゐるやうに、これもまたことに残念ながら一割程度のものでしか見込んでおらぬ。従つて建設大臣としては、本年度はこゝういふ予算を組んでおられますけれども、この形が妥当なものであるか、また法制定の精神からいつても、相当大幅な財源を投入して道路整備を行ふべきではなからうかといふ点について御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(南條徳男君) 予算の編成の当初におきましては、私建設大臣になりまして、この道路整備十カ年計画に今度移行させようといふ場合の予算から見れば、初年度について少くとも九百五、六十億を要するといふやうな案であります。この財源措置をどうするか、このことについて検討いたしました。當時は一部はガソリン税でまかなう、一部は一般財源、また一部はできれば道路公債のやうなものによつて三本建くらいにしてこれらの費用をまかないたいといふ計画を立てておりましたが、組閣が年末でありまして、政府は公債政策という面についてはこのたびはやめようといふやうな閣議になりました。それがために道路公債の財源というものが見込み薄になつて、そこで大蔵省では當時税制審議会などの答申で、ガソリン税を一万円くらいでよろしいといふやうな答申であり、かたがたガソリン税も目的税であるから、臨時措置法によつてガソリン税でまかなつたらどうかといふ見解を持つておつたやうであります。そこで私もとしては、さうなことでとはとうていこれは国会において御承認を求め

わけに参らぬし、世論もさうなわけに参らぬから、ぜひこれは一般財源を何とかして、一部ガソリン税によつてまかなう、こういうふうにいたしてみたいというので、しばしば折衝いたしたのであります。その結果、一般財源等の見合い等から四十三億だけを今回の予算案で出した、そこで当初の初年度計画の九百七十億というものが大幅に減りまして、五百四十七億というふうになったのであります。ガソリン税も従つて一万円が六千五百円というふうなことに歩み寄りまして、一応ただいま予算措置で三十二年度予算に計上いたしておりますやうな状態でありまして、従いまして今後の輸送状況というやうなことにつきましては、道路整備につぎましては、将来について、特に明年度における建設省の道路整備の方針としましては、もつと別な角度から相当大幅な財源の措置を講じなければならぬ、こう考へてたゞいま考究中であります。

○田中一君 ガソリン税の増徴によつて他の産業に及ぼす影響と申しますか、たとえば物価に及ぼす影響というものはどのくらいに考へておりますか、どの程度に考へておりますか。

○國務大臣(南條徳男君) これは主として経費あるいは大蔵省で調査して参つておりますので、私の方で直接その比率を研究いたしておりますが、大蔵省等の見解によりましては、ガソリン税のこの程度の増徴によつては物価の影響はさほどないだろう、こういうやうな考へ方でのたゞの予算を組んでおるやうなわけでございます。

○田中一君 今大臣のお話のように本年度の国家予算というものは五百四十億、前年度に比べますれば百九十七億の増加を示しております。従つてこれによるところの地方負担は百九十六億になつており、本年度の地方負担の増といふものは七十四億になるわけですから、この財源等はどうか見通しのもとに立てておりますか。

○國務大臣(南條徳男君) 地方の七十億の分につきましては、六千五百円ガソリン税のうち国として四千八百円、地方税として千七百円、これを見込む、そして地方道路税等も増徴しましてこれに当てるという計画でございます。

○田中一君 ではガソリン増税額を除いた純粋の地方負担はどのくらいになりますか。

○政府委員(富樫一君) 地方の負担の増は、ただいま田中先生の申されましたやうに七十五億でございますが、地方道路譲与税が百十四億、それから軽油引取税が約五十八億でございます。これを合せました百七十二億が、これは地方道路のための特定財源となるわけでありまして、地方の負担額が百九十六億でございますから、これを差し引きますと、二十四億ほどが足りないといふことになるわけでございますが、このうち直轄の負担金は三十億九千九百円でございますが、この負担金につきましては三十九年据え置きで十年間の均等償還ということになっておりますので、この分を考へに入れますと、地方の道路に対する負担額はまかなつて余りがあるといふことになるわけでございます。

○田中一君 この負担率は再建整備法を適用している府県も、そうでない府県も同じでございますか。

○政府委員(富樫一君) この今申し上げました数字は、再建団体とそれから再建団体でないものとを区別しておりません。再建団体でないものとして勘定したものでございます。

○田中一君 再建団体がそのために自己負担でやるという地方ですね、これらに対する仕事の上の影響はないとお考へですか。それとも影響があるのでしょうか、どのくらいの影響があるのかわからないかという想定に立っておりますか。

○政府委員(富樫一君) 道路整備といたしましては、十年計画を目標に進めて参りたいと考へておるわけでございますが、この計画には再建団体であるといふにかかわらず、そういうふうに区別をいたしませんで計画いたしております。

○田中一君 この地方財政に及ぼす影響と、それから地方等の事業債が——地方等の事業債といふのは、府県が持つ仕事ですね、これは相当縮小されるというやうな危険はございませんか。

○政府委員(富樫一君) ただいまのお尋ねは、県の実施いたします県単独の事業かと存じますか。

○田中一君 そういふことです。

○政府委員(富樫一君) これらにつきましては、起債の面などの点で多少再建団体については圧縮されるやうなことになるのではないかと考へるのでございますが、ただだけかといふことは、ただいまちよつと資料を持ちませんので、お答えできません。

○田中一君 これだけの増加する道路費といふものが、直轄事業は主として直営、いわゆる地建が自分でやるというやうな考へでおりますか。それとも

民間の業者に請負にやらせるといふやうな考へでありますか、その基本的な態度はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(富樫一君) 直轄の事業費につきましては、従来直営で行います分と、請負で行います分と、大体道路におきましては六・四くらいの比率で、請負が四であつたわけでございますが、今度直轄の事業費もだいぶ増加いたしましたのでございますが、この増加いたしました分については、請負を主にするにならうと考へております。

○田中一君 その結果、比率はどういうことに想定するのですか。

○政府委員(富樫一君) 大体五・五くらいの比率になるだろうと思ひます。

○田中一君 この五百四十七億に上る道路費のうち、用地買収、いわゆる補償、いわゆる敷地に対する、道路敷に対する買収とか、あるいは借地とかがあるのだけれども、そういう面は用地費としてはどのくらいのものを見込んでおりますか。

○政府委員(富樫一君) 道路費は従来は大体工事費の一〇%内外でございましたが、これが最近の情勢から少し比率が増してきております。その比率は、今三十二年度分につきましては、大体七十六億が用地及び物件の補償費に見込まれておりますが、この比率は一・二・一%であります。

○西田一君 北海道開発庁次長にお尋ねをいたします。北海道開発法があつて、その目的はつきりしておるわけでありまして、国民経済の復興と人口問題の解決に寄与すると、こういう

ことが明らかになつておるわけでありまして、北海道開発法に従つて、すでに第一次の五カ年計画の実施が終つておるわけでありまして、最近公共事業調査特別委員会の調査の答申によりまして指摘されておりますやうに、二つの目的のうちの一つである人口問題等については、その解決等についてはあつた三・四%くらいしか効果を上げておらず、こういうやうなことが指摘されておるわけで、北海道開発について相当批判的な答申がなされておるわけでありまして、もちろん北海道開発については、ただ単なる人口問題の解決だけじゃないことは、私もよく承知いたしておりますが、しかしながら北海道開発の大きな目的の一つである人口問題の解決にあまり効果が上つておらずといふことは、どこかに原因があると思ひわけでありまして、この点についてまず御意見を伺ひたい。どういふところにさういふ原因があるか。

○政府委員(田上展雄君) 西田委員のただいまのお尋ねに對しましてお答えいたしますが、北海道開発の目的は、ただいま西田委員のお話にございました通り、北海道開発法に明記してあることとしまして、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するためでございます。そして北海道開発につきましては、昭和二十七年から第一次五カ年計画を樹立いたしまして、本年三十一年度をもつて第一次五カ年計画を終了したのであります。ただいま西田委員のお話の通りでございます。そして三十二年度から第二次五カ年計画に入るわけでございます。ただいまお話になりましたやうに、今日ま

での第一次五カ年計画の経過を見ますと、各方面の北海道開発に対する御理解と御支援にもかかわらず、成績は、その実績は必ずしも予期しておりました点から見まして、うまく行つたとは言えないのではないかと考えております。大体大ざっぱに申しますと、電力開発につきましては、幸いに一〇〇%の進捗を見たのでございます。また住宅の計画につきましては、大体計画に近い線に参つておりますが、他の多くの事業につきましては、大ざっぱに申しまして半分程度、半分より少し上回つておる程度の成績を残しておる程度にすぎないのでございます。ことに人口問題に関しましては、当初の第一次五カ年計画におきまして六百万の人口を一応目標に掲げておるのでございます。これは当初の計画において希望的な人口の目標であつた点もございまして、その立て方に十分な基礎がなかつたとも申し得るのでありますが、とにかく第一次五カ年計画につきましては、六百万の人口に到達することを予想して臨んだのでございます。それに對しまして、ただいま西田委員がお話のように、比率といつたしまして三四%程度、つまり最近の統計によりましては四百八十万に足らない数字が出ておりますが、その程度しか伸びがなかつたのでございます。これにつきましては各方面でいろいろと批判を受けておることは、ただいま西田委員のお話の通りでございますが、これにつきましては、これに對して言ひわけを申さなければならぬ事情があるのでございします。目的は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するためとなつて

おりますが、必ずしも人口問題を解決するということを第一義に取り上げておるわけではないのでございまして、申すまでもなく人口の収容は客観的な各条件が整わなければ、その増大は期待できないわけでございます。単に人を無理に入れ込むということだけでは、とうてい長続きはしないのでございまして、言葉をかえしますならば、経済の復興発展を具体的に進め、そこに人が活動を十分やつていくような客観的条件を先に作つて、それによつて人口がおのずからふえていくということが順序であると私も考えておるのでございます。従つて、その客観的条件であります産業発展の基盤である各種の公共事業といふものが十分でない間は、人口の多量の収容といふものは期待できないと考えておるのでございします。ところが国の財政上の事情によりまして、北海道開発の第一次五カ年計画におきましては、主として財政的な予算を獲得し得なかつた等の事情によりまして、ただいま申し上げましたように、大体中しまして、約半ば程度の実績をおさめるにすぎなかつた。しかも第一次五カ年計画におきましては、もつぱら産業の基本施設を整備するといふところに主眼が置かれたのであります。そして第二次五カ年計画以降におきまして、産業的な飛躍的發展を期するといふ建前で進んだのでございします。そういう事情で、第一次五カ年計画においては、人口収容の実績はあまり上り得なかつたのであります。しかし第二次五カ年計画におきましては、相当の産業の飛躍的發展を期しておるのであります。それに伴つて人口の収容も相当伸びていく

ものと考へております。しかしながら、それも第一次の五カ年計画の実績に徴しまして、十分実現性のある数字を検討いたしました結果、次の第二次五カ年計画の終了の年次、三十六年度におきましては、大体五百五十万の人口を収容し得るものと考へております。大体そういう事情で、過去の実績につきましましては、遺憾な点がいろいろあるわけでございますが、第二次五カ年計画におきまして、これを相当取り戻して、大きく発展していくことを期待いたしております。

○西田 第一 答へによりまして、第一次の六百万といふのは希望的な目標人口であるといふことと、客観情勢が十分整わないために非常に非常な結果がある、こういうお答えなうでありまして、しかも、人口問題の解決といふことは、第一義的には考へておらないのだ、こういうこともつけ加へてお話があつたわけでありまして、そこで私は必ずしも思ひ起しますと、北海道開発といふものは明治三十四年ごろから北海道開発計画といふものがあり、それから明治四十三年ごろに第一期の拓殖計画が立てられ、さらに昭和二年ですか、第二期の拓殖計画が立てられた。すでに二十年以上過去においてすら目標人口六百万と立てた今日において立てられた目標人口も六百万であつた。それがいかにその目的に達しなかつたとはいひながら、明治時代から大正、昭和にかけまして六百万の目標人口を持つておつたその北海道開発が、しかも重要性が加わつたおるにかかわらず、今日に至つて、たとへそれがわかつて現実性のある数字とはおつしやつておりますけれども、人口問題解決といふこの法律の目的に沿うためには、少くともただ自然にこの程度しか北海道に人間が行かないのだといふ点でなくて、進んで積極的に北海道に人口を収容する、あの青森の津軽海峡からここに九千万のうち八千五百万以上おるのが現実である、あの広い国土の四分の一を占めておる北海道にわずか四百四十万くらいしかいないといふことが現実でございまして、しかも収容の余地があるわけですから、資源もある。でありますからして、ただこの程度の開発をやつたらこの程度しか人が行かないという観点に立つて目標人口を下げるというところは、これはいかにも逆行しておる。このうらふに考へるわけであつて、この公共事業特別調査委員の答申があつてから、これによりまして、もうすでにわが国の経済復興は終つておる、人口問題の解決もこれは北海道に望めないのでといふことを言つておるようでありまして、こういうことを認められておるというふうな人口計画の後退を来たしたのであるかどうか。私はむしろ進んでもっと積極的ないわゆるいろいろな人口を収容する措置が講ぜられて、初めて人口は北海道に移つて行くと思ふのであります。その点はあなたと同感であります。そういう積極性が欠けておるのではないかと思ふのであります。そういう点に對するお考えはいかがでございしますか。

○政府委員(田上 展雄君) お話の通り、北海道は土地面積も全国の二一%の広大な地域を持つております。そして人口についてはわずか全国の五%余りでありまして、なおかつわかつて

豊富な資源を持つておりますのであります。従つて、将来北海道に相当多くの人口を収容し得ることは、これは公知の事実であると考えるのであります。従つてただいまお話のように、将来何らか強力な施策によりまして、もつと多数な人口を収容し得るようになければならぬといふお考えにつきましましては、私も全く同様の気持をもちまして努力をいたしたいと存するのであります。しかしながら、ただ人口をふやすと言ひましても、過去においていろいろと北海道の開発、特に人口を収容することにつきまして、いろいろな施策が行われたのであります。しかしながら具体的な環境の整備がなれば、どうもその人口収容の実を上げていくことはできないと思われまします。いろいろな事実もございします。たとえば終戦直後におきまして、三十万以上の引揚者あるいは疎開者等が特別に急激に終戦直後にふえたようございします。これらはやはり開拓民を初めいろいろな苦境に立ちまして、今日までいろいろな問題を残してゐるわけでありまして。その後朝鮮ブーム等によりまして内地の好景気等の影響もありましたと考えられるのであります。七年等におきましては、逆に北海道から内地の方に移つていく社会人口の減の方が多かつたといふふうな現象も見えておるのであります。これはどうしても客観的な環境といふものを作らなければならぬ、産業も興さなければならぬ、ことに第二次産業を中心として、これに伴つて第三次産業等の影響によりまして、大きく人口を収容してい

なければならぬと考へるのであります。なかなか希望をいたしておりますが、その条件を整備するということから先決問題だと考へるのであります。従つて第二次五カ年計画におきましては、その点を十分勘案いたしまして、一つには過去の実績に徴して、また一つには現在の情勢にも応じて、実現可能な堅実な計画を第二次五カ年計画においては特に主眼といたしまして考へておるのであります。その結果いろいろの観点から五百五十万というのが適当な予想人口であると考へたのでございます。

○西田信一君 私もあなたと同じ考へを持つておるのです。その客観情勢をこしらえてやらなければ人口はふえな海道の人口の問題ばかりでなく、産業の問題も含めて考へますと、北海道は何かパン・アップをしておるわけですね。パン・アップをして人口が低い方に逆に流れてくる、これは自然流下で流れるようにしなければ、産業も発展できない。しかしあなたは理屈はわかつておりながら、つまり責任官庁としてこれに対していふゆゑどういふ客観情勢を作つてやればよろしいかというこの熱意が足りないのではないのか。この程度の予算ではこの程度しかできないから、それに見合う人口はそれくらいであるというような、それから逆に自然に流れていく人口を想定したのが五百五十万だろうと私は思ふ。そこで、大臣もおられますから、こ

すが、事実その通りであつて、東京その他六大都市にはほとんど人が集つてくる。しかもこれは低所得者ばかり集つてきて、都の財政にも奇手になり、そのためにこの首都圏整備の目的は、人口の制限にある、人口の分散にある、あるいは工場の制限にある、あるいは大学の制限にあるというようないふことを伺ひましたが、これも十分実効があつておらない。こういうことであつて、一方においては人のふえるこの日本において人口を制限しなければならぬ、人の入つてくるのを押えなければならぬという立場にある。また一方においては、おそらくは日本国内において人口の問題を解決するといふことを法律にうたつてゐるのは北海道以外にないと思ふ。東北等ももちろんこれはありましようけれども、そういうような一方は制限しなければならぬ、一方は受け入れる立場にあるのだ、そういうことについて、ただ自然に人口がこの程度しか行くまいというようないふことでなくて、私は少くとも人口問題について、政府機関としては人口問題研究所といふものか何かあるきりで、これは厚生省の所管でございしますが、積極的に圈内等において、この日本の国内における人口問題について調整するかと、いふやうな問題について検討をなされなければならぬと思ふのであります。岸内閣の閣僚として、ことに北海道についての深い御認識のある大臣として、この内閣はどんなふうになつておるのか。北海道にたとへば人口を何年かの間に百万落すとか、五十万をよこすとかいふ、そういうやうな人口の移動計画といふものに基いたところの裏づけがあるいろいろな政策が、単に公共事業だけでなく

て、経済政策等もそれに並行しなければならぬと思ふのですが、そういうやうな施策が欠けておれば、これはいくらやつてもパン・アップで逆流する。今お話がありました、現に五カ年間のうち三年間は、逆に毎年北海道で生まれた人がこちらに流れて来ておる、こういうことでは北海道開発の目的にも沿わないし、また北海道開発もできない。北海道の開発といふことは産業人口をふやすこと以外に方法がないことはよくわかつておりますが、これに對するもう少し積極的な政策といふものが行われなければならぬのじゃないかと思ふのであります。これに對して大臣のお考えも、また内閣としてのお考えも伺ひたい。同時に北海道開発庁についてもそういうやうな積極的な考へをもつて北海道開発に對する施策をやるお考えがあるかどうか、お伺ひをいたします。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとただいまの質問に関連して、私もお答えを願ひたい。大體政府の第一次五カ年計画といふものは、かくもずさんなものかという感じを与えますね、ただいまの北海道開発庁次長の御答弁では、結局客観情勢の変化によつて、こういう五カ年計画といふものは不可能に歸した、こういうことに結論はなつておる。そういういたしますと、第二次計画といふものもわれわれは信用できないといふことになつてしまふ。せっかく今予算をお組みになつても、そういう点に關連して、不動の、政府の今度この北海道開発庁に對するところの予算關係で確固たる信念に基いて、第一次五カ年計画のやうなふざけた状態に終らないといふ確信を持つておやり下さらんと、予算審議に當つても非常に私どももまるででたらめの予算を審議するやうな氣持になるのですが、そういう点について一つ大臣がおられますから、せっかく北海道の御出身でもありますし、一つここで明快な御答弁をわづらわしておきたい。

○國務大臣(南條徳男君) ただいま西田君並びに委員長からの北海道開発についての御質疑であります。私は北海道出身の國務大臣として、自分の個人的な在來の意見もございします。閣僚としての責任ある立場から申し上げなければならぬこととございしますが、これは西田委員等もよく御承知の通り、北海道の開発といふことは私も衆議院においても、参議院においても、また朝野をあげて北海道開発といふものについていろいろの施策を検討いたして参つております。さういふことから結論と申しますか、大きな意見の一致するところは、北海道は要するに本州に比べて寒冷地である、特殊な地帯である、それから遠隔の地にある、こういうやうなことを見合つて、北海道に對する保護政策と申しますか、道民に對する生活の保護を、これを税金の面におきましては物価の面におきましては、あるいは石炭手当などもそれからくることとありますが、輸送の運賃の問題におきましては、あるいはまた長期の金融の点についても、また公共事業費の投入についても、道路の整備をよくすると、河川の改修をするとかいふやうな、あるいは港湾の整備をするといふやうな問題についても、これは全部一致した意見なのであります。從來の第一期計画などについての人口問題が失敗に終つたといふことは、昨

年の凶作で——これは前から問題であつたのであります。特にこれがあつておられますことは、寒冷地に對する入植者の対策が、非常に保護政策が不完備であつたといふ結論を私も見出したわけでありまして、北海道はあつて寒冷地でありまして、特に水田地帯でないところは畜産業で、畜産によることが最もよろしい、まあアメリカのやうな方式でいくことが一番いいのであります。それには牛なり馬なり、こういうものを相當この入植者に与えて、そしてあの雪の多い零下何十度という所では、住宅等についても木造じゃなく、ブロック建築のやうなものをやつて、そして長期にわたつて定住できるやうな生活様式を作つてやるとか、国が思い切つた保護政策をやらなければ、一ぺん凶作があると、一ぺんに昨年のような大騒ぎをするといふやうなことで、馬や牛をたくさん持つた入植者はある程度までは成功いたしてあります。こういう点から見ると、今までの道庁の施策なり国の施策といふものは、入植者に対する保護政策が不完全であつた。こういう点について、このたび政府は寒冷地の農業対策についての特別委員会を作りまして、根本的に解決しようといふことで、ただいま農林省も乗り出してゐるやうなわけでありまして、ぜひともこれはそういう方向に持つて行つて、あるいは寒冷地の農業政策といふものを改善しなければ、農業の改善、人口の増殖問題も解決できぬと思つてゐるのであります。従つてそういう方向に向つて私どもは今後の政府の施策をもつていきたいと思ひます。

下りしておるわけです。こういうもの
がもしなかったとするならば、どうい

うことになるか。ですからこれはもう少し……。

○北勝太郎君 油が安くなったという
お話ですけれども、むしろ例のスエズ

問題その他からずっと油が高くなってきています。わずかに三千円ぐらい安

くなりまして、値上りの方が五千円、七千円であれば、これは何にもな

らないことになる。ところが**実際問題**として非常に値上りをしておるそりで

ありますが、この点について……。

○国務大臣（南條徳男君） スエズ関係

で一時やみ値が八千円ぐらい高くなり
ましたけれども、石油会社では、絶対

値上げはしないということを通産省に約束をしております、公定の価格は

上っておりません。従つてスエズ運河が開通した今日は、船運賃も相当低落

して参りましたし、正常にだんだんなりつつありますから、従つてこのやみ

価格というものが下がりますと、私は北海道における原油の精製によってキロ

当り二、三千円下るといふことは、北海道の道民にとって非常にプラスであ

と考へております。

○北勝太郎君 近來農業機械化が非常

な勢いで進んできておるのであります
が、その非常な勢いで進むのは、単に

一時の流行じゃなくて、深い理由があると思います。その根本の理由について

てお考えになっておりますならば伺いたいと思います。決して大臣が言われ

ますような、農業の機械化の油は少い
というようなものじゃない、こう思う

○國務大臣（南條徳男君）
これはどう

でしょうか、私からでなくても……。

○西田信一君　それじゃ、建設大臣は非常に現地に理解のある御答弁がございまして、ただ私はそういうようなあらゆる総合施策は必要であるが、お聞きしたいことは、少くとも日本の政治のうちで人口問題というものは大きな問題だと思ふのです。経済問題もすべて人口問題から発するものと言つてもこれは言い過ぎじゃないと思ふのであります。そういう人口問題について、しかも国内において相当調整の余地が残つておる。この国内の人口調整等について、少くとも国内においてこの問題が取り上げられて、大方針が打ち立てられて、それを基礎にしたいいろいろな総合施策が講ぜられなければならぬ、この方が先じゃないか。そういう考えの方の大方針をきめるということ、そういうことについて一つ御努力をお願いしたいし、そういう考えがおありになるかどうかという点を、まず先ほどもお聞きしたわけでありまして。

それから、いろいろ施策を考えられておりますのは大へんけっこうでありますが、先ほどお話の中にも、人口問題の解決はそう大幅には考えられない、そこでやはり近代工業、鉄工業を伸ばしていくことが必要だというお話がございましたが、客申の中にも同様のことが指摘されておるわけです。そこでこの首都圏なんか人口制度が大きな目的である。あるいはまた政府が出しておる法律の中に、工場を設置を制限する法律案が出ておる。そこで逆に、工場を制限する側の方はきわめて施策が具体化しておるけれども、人口をふやすためのいろいろな施策というもの、たとえば工場を制限する法律があるならば、むしろそういうものを伸

ばしてやるような、逆に助長してやるというよりな法律があつてしかるべきじゃないか、こう考えるわけでありますが、そういう点についてどのよう
な——これは直接のあれじゃないかも知れませんが、どういろいろお考えであるか、お聞きしたいのと、それから次長にお尋ねいたしますが、この答申によ
ると、農業の偏重政策から鉱工業人口に重点を移せということが指摘されて
おります。そこで大臣も今同様の御意
見でございましたが、この北海道開発
の来年度の予算は、道路も河川もいろ
いろありますが、これらは農業重点か
らそういうような方針に治うたところ
の予算であるかどうか、そういう点に
重点が移されておるかどうかというこ
とについて、次長の予算に対する考え
方をお聞きいたします。

○政府委員(田上辰雄君) 本年度の予算におきまして、農業につきましては、また産業の基盤となる各種の公共事業につきましても、相当の伸びを見ておるのでございます。人口問題に關連いたしましたは、先ほど申し上げましたように、将来鉱工業を中心とした第二次産業、及びこれに伴うサービス業である第三次産業というものを中心として人口を多く収容していけるということを申し上げたのでありますが、しかしながら、農業につきましても、北海道におきましてはきわめて重要な事項でございまして、土地改良を初め開拓事業等につきましても、これは今後ますます力を入れていかなければならない産業であると考えておるのでございます。ただ、人口の収容につきましては、第二次産業を中心として期待しなければならぬというだけであります。

して、その重要性におきましては、農業におきましても決して遜色はないと信ずるのでございます。

実はい、関連をいたしましたして、先ほど
 委員長のお尋ねになりました第一次
 五カ年計画の実績にかんがみて、第二
 次五カ年計画もきわめてずさんなもの
 ではなからうか、果して実現できるこ
 とであらうか、非常に不安を感じると
 いう意味のお言葉がございましたが、
 これに関連いたしまして、五カ年計画
 の大ざっぱなことで、本年度予算の概
 要を申し上げることをお許しいただき
 たいと思うのでございます。

○田中一君 私は、社会党の立場でありますけれども、大臣もお忙がしい中を、こうしてすべての議案並びに調査を審議しようとして努めておるのであります。まことに残念ですが、今の

が、皆さん御異議ないと思います
が、皆さん御異議ないと思ひますが、
どうでしょう。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（中山福藏君） それじやどう
ぞ。

て、法律に基く具體的な予算の査定に
当りまして、予算の許す範囲という
ことで、その限度におきまして、た
だお話しのよう、北海道における
事業につきまして、地元負担を軽

○西田信一君 次長に一つお尋ねいたしますが、北海道のいろいろな保護政策を強化しなければならぬということ、は、ただいまお話のあった通りであります。そこで、たとえば、道路法の八十八条におきますと、これは特例が設けられてあって、北海道に対しては特に高率の補助を出すというよりなことになっております。これは一つの例を申し上げるのであります、必ずしも道路に限らないわけですが、そういう道が開かれておるにかかわらず、土地改良であるとかあるいは補修であるとか、災害防除、こういうより

なものについては、せっかくの法律の恩典がこの予算の上に現れてないように思うわけでありますが、これは何か特別な理由があるのかどうか。少くとも、先ほどのような基本的な考え方にも、立つならば、これらに對してしても、高率の補助が予算に現われてしかるべきじゃないかと思うわけでございします。それから、これはこの予算にないことが非常に残念に思うわけでございしますが、補助予算の中で、地方公共団体に對して、地方公共団体が最近非常に土木工事、ことに道路工事等も機械化をはかっているのですが、道路工事等の機械化に對する補助等をお考えにならなかつたかどうか、この二点についてお答え願います。

○政府委員(田上展雄君) 北海道の特殊性にかんがみまして、大蔵省におきましても、特にこれを認識いたしましたし

しめるために補助率を特に上げておることは、ただいま西田委員のお話しの通りであります。しかしながら、中にはいまだに内地と同率のものもありまして、これらにつきましては、具体的に個々の事業につきまして、いろいろ努力を続けておるのでございますが、国の財政事情等の関係もありまして、実現し得ないものもございます。しかしながら、大体におきましては、北海道の事業につきまして、負担率が内地分よりも少く、補助率を高めておるような事情でございます。

なお、特に機械につきましてはの補助

のお話でございますが、これも同様
できるだけ努力はいたしておりますが、
ただいまのところでは、機械につきま
しては、直轄事業の予算はともかくと
いたしまして、除雪の関係だけは特に
補助が考えられておりますが、その他
の事業につきましては、遺憾ながらま
だ認められておりません。今後とも、
できるだけこの点につきましては、努
力をいたしたいと考えておるわけでござ
います。

○西田信一君 補助率の引き上げにつ
いては、ぜひ御努力願いたいと思いま
す。それから町村その他地方公共団
体、ことに市町村の土木工事の機械化
に伴う補助の問題に関しては、建
設省でもこれは予算が出たことがある
わけです。その後、これが打ち切られ
ておりました、しかも、要望は非常に
強い。ことに北海道のような特殊地帯

におきましては、特にこの要望が強いわけ、私の調べたところでは、北海道の市町村だけで五カ年計画で十五億

円くらいの機械を購入したいというようなことであって、それに対しては、さらに一つ一段とお考えがおりになるならば御努力をお願いしたい。

それから最後に一つお尋ねいたしますが、これは、建設省当局からもお聞きをいたしまして、そういう食い違いはない、そこはないということでごさいます、あなたの方が開発予算を要求される、これは当然あなた

の方が要求されるわけでありまして、建設省でも、あるいは直接関係ありませんが、農林省でも、関係各省がそれぞれ参考的に予算要求をしておられる。この間におきまして食い違いが

ありますと、これが予算要求の上にも相当支障があるというように考えられるわけでありまして、特に取り上げ

てこれこれ申しませんが、こういう点について十分緊密な連絡をとっていただきたい、とっておられるかどうか。将来もとっていただきたい、この

点についての従来のやり方、あるいはまた考え方、また私の希望に対してお答え願いたい。

○政府委員(田上辰雄君) 前段の各種事業、ことに機械についての補助につきましての努力は、お話によりまして、また各方面の要請の強いことも存

じておるのであります、今後できるだけ努力をいたしたいと思ひます。なお北海道におきましては、最近公庫の

にも沿うていきたい、こう考えております。

第二のお尋ねの道路予算を始め、建設関係の各予算の要求等につきまして、十分協力するようにというお話が

ございましたが、これにつきまして、予算請求の建前は一応北海道分につきましては、開発庁がこれを要求する

建前になっております。これは御承知の通りでございますが、しかし、実施につきましては、建設省がこれを第一監督官庁としていたしておるのであ

りますからして、当然建設省の意見を十分とり入れていかなければならないわけでありまして、それについてこま

かにことにつきましては、双方の意見を戦わなければならぬということもあるわけでございますが、今日までのところ、建設省との連絡は双方によりま

して十分積極的にとっておるのであります。また人事の交流等におきまして、その点を十分考慮されて取り計ら

われておるのであります、幸いに今日まで遺憾の点もございせん。ただ御注意の点は十分留意をいたさなければならぬ。将来ますます緊密な連絡を

とりまして、何ら支障のないように協力をいたして参りたい、こう考えております。

○西田信一君 北海道開発の公共事業等の予算が相当大幅に増額をされて参っておりますが、これはひとり北海道のみに限らないのであります。それ

ぞれ関係各省に移るわけでありまして、直接の答えをいただくことは困難かと思ひますが、予算を獲得されて各省に移しかえをされる、その責任官

庁の立場において、ことにあなたの方の人員費はあなたの方の予算になって

おりますが、人はちつともふえておらない。こういう点について事業実施上

支障がないかどうか、この点に対するお考えを……

○政府委員(田上辰雄君) 北海道開発の予算は、お手元に配付してあります資料をごらんいただきますと、おわ

かりいただけるのであります。年々相当大幅な増を見ておるのであります。昭和二十六年度は一〇〇といたし

ますと、三十二年度は二八・九に当っておるのであります。大幅にふえて

おります。これらの事業が増加するに伴ひまして、これを消化して参ります人員も相当にふえて参つておるのであります。しかしながら、三十二年度におきましては、三十一年度予算に比較

いたしまして四十三億の事業増を見ておりますが、人員の増はないのでござ

います。これらにつきましては、相当私ども苦慮をいたしたのであります。お

話の通り人員をふやす必要はあると思ひますが、しかしながら、一面公務員

の人員を逆に減らしていかなければならぬという大きな観点もござい

ます。今回は現在の人員だけでこれを何とか支障のないように事業実施を進

めて参りたいと考えておるのであります。たとえば、その方法といたしまし

ては、事業をできるだけ重点的に実施をいたす、そして監督箇所を少くする

というふうなものの一つの方法でありま

す。また事業の仕事をやりくりにつ

きまして、全体の調整をさらに巧妙にいたしまして、何とか本年は支障のないように実施して参りたい、こうい

うふうに考えております。

○西田信一君 最後にもう一点、これは過般建設省の見解を聞いてあるので

あります。今度多目的ダム特別会計の法律案が出ております。これは北海

道については、河川は国費の支出であり、関係上、いわゆる地方負担によ

るところの事業費の増にはならないわけでありまして、北海道は特別

会計の範囲外に置くというところが適当であらうと思ひますが、この点につ

いては建設省の見解が統一されておるか

どうか。

○政府委員(田上辰雄君) 多目的ダムの特別会計につきましては、最近連絡

がございまして、いろいろ建設省とも御相談をいたし、かつ大蔵省とも協議

をいたしたのであります。北海道の多目的ダムにつきましては、この特別

会計に加わらないということに結論をつけたのでござい

ます。その理由につきましてはいろいろござい

ますが、大體申し上げると、負担につきま

して、少くとも人員費、事務費等を新たに地元側に負担をさせるという問題が

ござい

ます。——僅かであるという観点もござ

います。地元に

におきましては、相当問題であらうと考

えておるのであります。か

つ、これは農林省関係の土地改良の特

別会計とも関連がござい

ます。この方

に關しまして、相当大きな地元の負

担というものが生じてくる

ことが考えられる。さらに所管の問題につきま

しても、特別会計になりますと、農林省

に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

ると、農林省に土地改良の費用が移され

大体終了ですがね、だからあわせて私
はそれを聞いておきます。どういふ基
礎の上に立っているいろいろな計画を立て
られておるか、ただその場その場で行
き当たりばつたりの現象に対してすべて
の計画をやるというふうなことは、
ちよつと困るのですがね。これはそう
いふふうな感じを受けるのです。私
どもは第一次五カ年計画が失敗したと
いうふうなことから考える。

○政府委員(田上展雄君) 北海道の
五カ年計画は、第一次五カ年計画にお
きまして、決して行き当りばつたり
の計画ではないのであります。これは
北海道開発庁におきまして、北海道
開発審議会がございまして、衆参両院
の議員の方もお入りになつておりま
す。また学識経験者として一流の方が
入つておるのであります。なおそのほ
かに特別委員というのがございまし
て、各方面の学識経験者をほとんど網
羅をして、これが長年かかつて研究を
いたしたのでございます。そして第一
次五カ年計画は、先ほど申し上げまし
たように、成績はきわめて不振だとは
申せませんが、しかしながら、国の計画
を立てておりますものうち、たとえ
ば治山治水のような重大なものでも、
三分の一しか実現できなくて、計画を
ぜひ変更しなければならぬというふう
なものもほかに相当あるのでございま
す。これは私どもとしましては、相当
第一次五カ年計画のときには、私はこ
れに関与をいたしておりませんけれ
ども、しかしその当時としましては、全
力をあげて具体的にいろいろな事業
を、道路につきましても、各道路一々
に具体的な計画を立てて、そしてそ
の当時千三百億という公共事業費が必

要だということを出発をいたしたので
ありますが、しかしその計画が、主と
して予算の獲得ができなかったという
理由で、先ほど申しましたような実績
になつております。

第二次五カ年計画におきましては、
その過去の実績を十分慎重に検討いた
し、さらに最近の実情、将来の動向等
も考えまして、そして七千五百億の
総事業というものの計画を具体的に
立てまして、これが公共事業関係とし
ては大体千五百億の予算を要するとい
うことで、計画を進めております。こ
の千五百億を、かりに五カ年でござい
ますから、五分の一にしますと、三百
億というものが必要になつてきます。
それに対して、本年度の予算は二
百三十一億でございまして、数字の
上では三百億に足りないわけござい
ますが、しかしこれは第二次五カ年計
画としては初年度のことであり、最初
から五分の一の費用を要しないとい
うものもございまして、それから、なお
その予算のほかに、先ほど建設大臣か
らのお話もございましたように、昨年か
らが八十億の運用資金をもつて発足し
たし、三十二年度におきましては、百
二十四億の運用資金をもつて活動をいた
しまして、産業の開発をねらつておる
わけでございますので、第二次五カ年
計画は、決して委員長の御心配になる
ような、第一次五カ年計画の実績のよ
うななじめぬことは起らぬということ
を確信をいたしております。

の事業を施行するのと、寒冷地帯の事
業の着手、完成というものに対する認
識というものの差異から、そしてた
結果が大なる影響をここに現わしてい
ると私はみてゐる。だから会計年度を
全国一律にやっているとすることが、
あなたの方の事業が躍進する唯一の原因
になつてゐるのじゃないかと私は考え
てゐるのです。その点はどうか、
あなたの方の体験者としてのお考えを一
べん承わつておきたい。

○政府委員(田上展雄君) 会計年度の
問題は、委員長のお話の通りでござい
ます。しかし、これが事業の進捗しな
かつた唯一の原因とは考えておりませ
ん。会計年度につきましては、委員長
もよく御承知だと思ひますが、事業
が、十二月にはできないような事業が
多いのでございまして、三月末までほ
んど事業が進み得ない、もつとも砂
利取りのようなことは雪が降つてもで
きるわけでございますが、大部分の野
外の仕事というものは、非常に困難を
来たしております。従つて、これが会
計年度を北海道のために特に変えたい
という主張は、従来からあるのでござ
います。遺憾ながらこれが実現をいた
しておりません。ただ、こういう不便な会
計年度にもかかわらず、これが年々繰
り返されて参りますので、私どもはい
ろいろな手順を考えまして、できるだ
けそりした天候と会計年度の関係の矛
盾を支援のないようにするような手順
をいろいろ考えながら、今日までいた
してゐるのでございます。従いまし
て、現地にございましては、とにかく非
常なる不便はございしますが、何とか支
障を少からしめるような努力を続けて
いるような次第でございまして、お話の

ように、会計年度が一つの支障になつ
てゐるということは申せますが、何と
申しまして、一番の悪条件は、先ほど
建設大臣もお話の通り、寒冷地でござ
いまして、冷害その他いろいろな支障
がある。土地の建設なり各種事業につ
きまして、地下工事から始まつて、
まるで内地とは異なつたやり方をや
らなければならぬし、費用もかかる。
また人件費にしまして、寒冷地手当
が必要であり、また今の雪の間にス
トックを寝かしておかなければならぬ
ということもございまして、事業に
よつては中止するというふうなことが
ありまして、寒冷地であるということ
からくる非常な支障、また遠隔の地
であります。輸送も費用が始終かか
る、そのほか個々にわたりますと、い
ろいろな悪条件が重なりまして、北海
道の開発が御承知のように大へんお
れてゐるのでございます。会計年度の
問題もその一つの支障ではございま
す。ほかにもいろいろ原因がございま
す。ぜひこの悪条件を解決していく、
そのためにできるだけの基本のもの
は、道路、港湾、河川、電気、河
川の基盤となる条件をまずよくしてか
かつて、その上で第二次の産業を進
展して参りたい、こういう建前で目下建
設に努力をいたしてゐる、こういうわ
けでございまして。

○石井桂君 一言だけ申し上げたい。
北海道の開発計画というものは、国土計
画を受けた地方計画ですか、どうで
すか、それをお伺いしたいのです。

○政府委員(田上展雄君) 地方計画で
あることは間違ひございせん。し
かし、国土総合開発法に基づくものでな
くて、北海道開発法に基づく計画でござ
います。国土総合開発計画と北海道開
発計画との調整の問題は、国土総合開
発法の十四条に基づきまして、経済企画
庁長官の意見を聞いて内閣総理大臣が
調整をいたす、こういうことになつて
おります。

○石井桂君 私も西田委員とそれから
田上次長のやりとりを、地方計画の内
容だと思つて承わつておりました。そ
こで、東京とかその他の大都市は人口
防止の方で夢中になつてゐる。北海道
は領土の二〇％持ちながら人口は五
％しかない、そこで人口を入れなければ
ならぬ、こういう御計画を今持つてい
ると思ひます。その方策を実現するの
には、やはりいろいろな鉱工業を勃興
させるよりほか私はないのじゃないか
と思ひます。そこでその工場を誘致す
るとか、つまり北海道の氣候に合った
工場を誘致するとか、そういう工夫が
なされなければ、自然増をいたすに
待つても、長い間からなければ御計
画に達しない私は思ふのでありま
す。そこでそういう鉱工業の誘致計画
というものはあるのかどうか、それが
予算面に現われてゐるかどうか、これ
だけお聞きしたいのです。

○政府委員(田上展雄君) お話の通
り、鉱工業の誘致がきわめて重要で
ございますが、しかしこの予算の上には
工場誘致の費用というのはいくらも
ない。ただ道といたしましては、工場誘
致につきましていろいろ努力をいたして
おります。私どもはしかしながら実際
上としましては、各種の公共事業を中心
とした生産条件をよくするということ
によりまして、工場誘致を次の段階で
やらなければならぬ。しかし実際上は

御承知のように北海道も皆様の御支援によりまして、よほど最近ではいろいろな、道路を初め港湾事業も進んで参りまして、同時に昨年から北海道開発公庫ができて、長期低利の資金を得られるようになったのでございます。その面においては相当状況を呈したような状態で工場ができております。なおその上に実際上は予算はございませぬけれども、いろいろな方法をもって工場誘致に努力して参りたい、こう考えます。

○石井桂君 私はなぜそういうことを質問するかという、開発庁においてそういう熱意がないのじゃないかということをお願いなんです。一例をあげますと、たとえば北海道の、私はしろとすからわがわがなんですが、北海道の農産物で寒帯地方に合うかと思われるもので、日本になくて生産しているものは何かというのを考えますと、砂糖があると思うのです。そしてその砂糖は北海道で唯一の寒帯地方の産物だと私は思うのです。ところがテンサイ糖の大根は南の方にござります、ところがそれを製造する工場は北の方にありますというので、ほとんど北海道の狭い輸送を使って南の大根を北の方へ向って輸送しているような状況であって、南の方に工場がないのじゃないか。そういうようなときには南の方に製糖工場をうんと設けて、人口を入れるとか、どんな生産をして輸入の砂糖を防止するくらいな勢いでやったらどうかということも、一つちょっと考えた例なんです、そういうことではないですか。

○政府委員(田上展雄君) 北海道にとりまして、テンサイはきわめて重要な

産業でございます。そして主として現在もこれが増産をはかるためにいろいろ計画をいたしておるのでございませう。これは農林省の所管でございませうが、北海道開発上の重要な問題として私もいろいろ相談をいたしております。その面においては、たゞいまのお話のうちに、南部の方にテンサイ糖が多いというより、お話を伺いましたが、これは逆でございませう。北部の方に多いのでございませう。北見が中心でございまして、南部にもございませうけれども、何と申し申しても北にありませう。ことに今後の方向をいたしましては、北部にうんとこれをふやさなければならぬという事でございませう。これは昨年の未曾有の冷害に遭遇いたしました、北海道開発審議会におきましては大きく取り上げて、これが寒地農業の確立の上から言いました、きわめて重要だということでした。お聞き及ぶだろうと思ひますが、最近北見の方に具体的に事業を開始しております。これは与党の方にもいろいろ御計画もございませうが、私どもとしましては、五カ年計画で一応大きな増産の計画を立ててございまして、さらに農林省と協議をいたしまして、もう少し大きいものにすることを必要があるのじゃないかという事で協議をいたしております。これらにつきましては工場を新たに作る必要もございませうので、その見返り物資資金も利用いたしますし、北海道開発公庫の資金も考えまして、工場誘致にも本腰入れて努力をいたした

○石井桂君 私は先ほどお断わりしておいたので、しろうとだと申し上げたのは、まああまり記憶がはつきりしてなかったからなんです、テンサイ糖の産地を私も一時調べたことがあるのです。そうすると、今のおっしゃった北にもどつさりあるようですが、南部地方にもかなりどつさりあるように、私はそのとき二、三年前ですが、調べがありまして、それであなたのおっしゃったように北の方が大部分だという結果は出なかったのですが、その辺次長御存じでなければ、次長の下の方の御答弁でもよろしくございませう。

○政府委員(田上展雄君) 北の方が大部分と申し申したのも少し言葉が過ぎるかとは思ひますが、北部の方が多いという事は事実であります。これは図面もございませうので、適当な機会にお示ししたいと思ひます。

○委員長(中山福蔵君) それじゃよろしゅうございませうか。ほかにございませうか。それでは本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十六分散会

第三十二号 昭和三十一年三月七日【参議院】

欠の甚だたる高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「自動車道」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車を用いる)のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう。

(国土開発縦貫自動車道の予定路線)

第三条 国土を縦貫する高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道(以下「国土開発縦貫自動車道」という)の予定路線は、
○別に掲げる中央自動車道のうち小牧市附近から岐阜市までを別表のとおりとするほか

2 政府は、すみやかに、前項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に關する法律案を別表に定める路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、決定しなければならない。

(国以外の者の行う建設)

第四条 政府は、別に法律で定めるところにより、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部について、

国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができる。

(建設線の基本計画)

第五条 内閣総理大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発縦貫自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発縦貫自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下「建設線」という)の建設に關する基本計画(以下「基本計画」という)を立案し、国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の關係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんじやくして、必要な措置を採らなければならない。(建設線の基本計画と関連する事項の調整)

第六条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基本計画にてらして必要があると認めるときは、次に掲げる事項に關し、国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができ

第一條 この法律は、国土の普遍的開發をはかり、國期的な産業の立地振興及び國民生活領域の拡大を期するとともに、産業發展の不可

一 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は一般自動車道（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。以下同じ。）の整備又は建設

二 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設

（継続費）
第七条 建設線の基本計画に基く国土開発縦貫自動車道の建設に必要な資金については、これを財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の二の規定により継続費とすることができる。

（資金の融通のあつせん）
第八条 政府は、建設線の基本計画に於て必要があるを認めるときは、第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は国土開発縦貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に対し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることができる。

（損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置）
第九条 国土開発縦貫自動車道の建設又は第四条の規定により行われ高速幹線自動車道の建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行うことを必要と認め

める生活再建又は環境整備のための措置について、その実施に努めなければならない。

（基礎調査）
第十条 政府は、第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に於ける法律の施行後、すみやかに建設線の基本計画の立案のために必要な基礎調査を行わなければならない。

（審議会の設置）
第十一条 総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第十二条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。
一 国土開発縦貫自動車道の予定路線に關し調査審議すること。
二 建設線の基本計画に關し調査審議すること。

三 建設線の建設に要する資金の調達及びその融通のあつせんに關し調査審議すること。
四 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に關し調査審議すること。

五 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に關し調査審議すること。
六 その他第一条の目的を達成するために必要な事項に關し調査審議すること。

第十三条 審議会は、会長及び委員二十八人以上をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣
二 農林大臣
三 通商産業大臣
四 運輸大臣
五 建設大臣
六 国家公安委員会委員長
七 自治庁長官
八 経済企画庁長官

九 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 八人
十 参議院議員のうちから参議院の指名した者 五人
十一 学識経験がある者のうちから内閣総理大臣が任命する者 八人以上

四 前項第十〇号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることが出来る。
五 会長及び委員は、非常勤とする。

第十四条 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきくことができる。

第十五条 国の関係行政機関の長は、審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。
（政令への委任）
第十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行

第十五条第一項の表中充春対策審議会の項の次に次の一項を加える。
国土開発縦貫自動車道建設審議会
法律第 号の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。

別表				主たる経過地	
路線名	起点	終点			
中央自動車道	東京都吹田市	神奈川県津久井郡相模湖町附近	富士吉田市附近	静岡県安藤郡井川村附近	飯田市附近
			大津市附近	京都市附近	
東北自動車道	東京都青森市	浦和市附近	館林市附近	宇都宮市附近	福島市附近
			仙台市附近	盛岡市附近	秋田県鹿角郡十和田町附近
北海道自動車道	函館市	札幌市附近	札幌市附近		
中国自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町附近	津山市附近	三次市附近
			山口市附近		
四国自動車道	徳島市	松山市	徳島県三好郡池田町附近	高知市附近	
九州自動車道	門司市	鹿児島市	福岡市附近	鳥栖市附近	日田市附近
			熊本市附近	小林市附近	

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、特定多目的ダム法案
特定多目的ダム法案
特定多目的ダム法
目次
第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 多目的ダムの建設（第四条—第十四条）
第三章 ダム使用権（第十五条—第二十八条）

第四章 多目的ダムの管理（第二十九条—第三十三条）

第五章 雑則（第三十四条—第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法（明治二十九年法律第七十一号）の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が河川法第八条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道用の（以下「特定用途」といふ。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2 この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

（特定用途のための流水占用の制限）

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第十八条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」といふ。）を有するほか、ダム使用権

を有する者（以下「ダム使用権者」といふ。）でなければならぬ。

第二章 多目的ダムの建設（基本計画）

（基本計画）

第四条 建設大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」といふ。）を作成しなければならない。

2 基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 建設の目的
- 二 位置及び名称
- 三 規模及び型式
- 四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 五 ダム使用権の設定予定者
- 六 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- 七 工期
- 八 その他建設に関する基本的事項

3 建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示する

とともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。

（ダム使用権の設定予定者の要件）

第五条 ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定を申請した者で、第十五条第二項各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

（ダム使用権の設定予定者の地位の承継）

第六条 相続人、合併により設立される法人その他のダム使用権の設定予定者の一般承継人は、被承継人が有していたこの法律の規定に基く地位を承継する。

（建設費の負担）

第七条 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 多目的ダムの建設に要する費用について河川法第二十七条ただし書の規定により都道府県が負

担すべき負担金の額は、その建設に要する費用の額から前条第一項の負担金及び政令で定めるその他の負担金の額を控除した額に同法第二十七条ただし書に定める都道府県の負担割合を乗じた額及びその額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに都道府県が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額とする。

（受益者負担金）

第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第十条 専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につ

き、当該用途について第七条第一項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち十分の一以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

2 前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

（負担金等の帰属）

第十一条 前二条の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

（建設費負担金の還付）

第十二条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した第七条の負担金を還付するものとする。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

（ダム使用権設定前の多目的ダムの利用）

第十三条 ダム使用権の設定予定者は、第三条の規定にかかわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

(建設の完了)

第十四条 建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その多目的ダムを河川の附屬物として認定するものとする。

第三章 ダム使用権

(設定の要件)

第十五条 ダム使用権は、建設大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定する。

2 建設大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認められた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

一 申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

二 申請人が、流水を当該特定用途に供することに、及び流水を当該特定用途に供することによつて営もうとする事業について必要な行政庁の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

(設定の申請の却下)

第十六条 建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

2 建設大臣は、次の各号の一に該当すると認めるときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の事件を備えなくなつたとき。

二 第七条第一項の負担金を納付しないとき。

三 基本計画を廃止したとき。

(設定)

第十七条 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

第十八条 ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行われなければならない。

一 設定の目的

二 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

2 前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならない。

(流水の貯留が確保される地域)

第十九条 ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条第一項第二号に規定する流水の最高水位における水平面が土地に接する線によつて囲まれる地域とする。

(性質)

第二十条 ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

第二十一条 ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特権及び抵当権の目的

となるほか、権利の目的となることができず、権利の目的となることとできない。

(処分の制限)

第二十二条 ダム使用権は、建設大臣の許可を受けなければ、移転(相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く)の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。

第二十三条 抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

(取消の処分等)

第二十四条 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも従前どおりの流水の占用を認めることができないときは、ダム使用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十五条 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占有を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、建設大臣は、ダム使用権者の有していた流水

水占用権の全部又は一部と同一の流水占用権につき他の者が河川法第十八条の規定による許可を受け

る見込が十分であるときに限り、ダム使用権の全部又は一部につき取消の処分をすることができる。

(登録)

第二十六条 ダム使用権又はダム使用権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用権登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するもののほか、登録に關し必要な事項は、政令で定める。

(納付金)

第二十七条 ダム使用権の設定を受ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該ダム使用権の設定の目的である用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の納付金を国に納付しなければならない。

(負担金等の還付)

第二十八条 ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付した第七条第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。ただし、第十七条の規定によりダム

使用権の設定を受けた者に対して還付する額は、第七条第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除した額をこえないものとする。

2 第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3 抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対して、その権利を行うことができる。

第四章 多目的ダムの管理

(建設大臣の管理)

第二十九条 多目的ダムで、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては、建設大臣が、河川法第六條第一項ただし書の規定によりその管理を行う。

(操作の基本原則)

第三十条 多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を除却し、又は軽減するとともに、ダム使用権を侵害しないように行われなければならない。

(操作規則)

第三十一条 建設大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

3 多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。

建設大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとする

ときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、ダム使用権の設定予定者又はダム使用権者の意見をきかなければならない。

(放流に関する通知等)

第三十二条 建設大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(管理費用の負担)

第三十三条 多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用は、河川法第二十四条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、都道府県知事がその多目的ダムを管理するときは当該都道府県及びダム使用権者、建設大臣がその多目的ダムを管理するときは国及びダム使用権者が負担するものとし、国が負担する費用のうち二分の一は、その多目的ダムの存する都道府県が負担するものとする。

2 前項の規定は、流水占用権を有しないダム使用権者については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による費用の負担の割合その他その負担に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(建設大臣の権限)

第三十四条 基本計画の作成の公示があつた後は、次の各号に掲げる処分は、河川法の規定にかかわらず、建設大臣が行う。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な工作物の新築、改築若しくは除却又は河川の敷地若しくは流水の占用に関する河川法第十七条から第十九条まで又は第二十一条の規定による許可

二 前号の許可(基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。)

三 河川法第十七条から第十九条までの規定による許可のうち第一号の許可(基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。)

四 河川法第五条の規定によつて同法の規定が準用される水流、水面又は河川についての前各号の処分と相当する処分

2 建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(特別の納付金)

第三十五条 第十三条の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供している者は、翌年の六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十一条の二の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならない。

(強制徴収)

第三十六条 第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七条若しくは前条の納付金(以下この条において「負担金等」という。)を納付しない者があるときは、建設大臣又は都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない

い範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、建設大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(訴訟)

第三十七条 次の各号に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に訴願をすることができ、

一 第十六条の規定によるダム使用権の設定の申請の却下

二 第二十二條の規定によるダム使用権の移転、分割、併合又は設定の目的の変更の許可の申請の却下

三 第二十四條の規定によるダム使用権の取消又は変更の処分

四 第二十五條第一項の規定によるダム使用権の譲渡の命令

五 第二十五條第二項の規定によるダム使用権の取消の処分

六 第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の負担

金、第三十三条第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七条若しくは第三十五条の納付金の決定

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(建設中又は既設のダムに関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に建設大臣と流水を特定用途に供しようとし、又は供している者が共同して建設し、又は設置しているダム(余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物で、もつぱら特定用途に供されるもの以外のものを含む。以下同じ。)は、その者の持分が国に帰属した時において、多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律の施行の際、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十条の規定は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ三の次に次の一条を加える。

第十五条ノ四 ダム使用権ニ関シダム使用権登録簿ニ登録ヲ受ク

